

令和8年度

(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所

認知症高齢者グループホーム

開設希望者向け説明会資料

資料1	開設希望者募集要項	P	2
資料2	開設申出書(小多機・看多機・GH創設)	P	16
資料3	改修等計画書(看多機転換・GH増床)	P	46
資料4-1	審査基準:(看護)小規模多機能型居宅介護事業所	P	70
資料4-2	審査基準:認知症高齢者グループホーム	P	77
資料4-3	審査基準:看護小規模多機能型居宅介護事業所への転換	P	81
資料4-4	審査基準:認知症高齢者グループホームの増床	P	83
資料5-1	サテライト事業所について (看護)小規模多機能型居宅介護事業所)	P	85
資料5-2	サテライト事業所について (認知症高齢者グループホーム)	P	89
資料6-1	参考資料:(看護)小規模多機能型居宅介護事業所	P	92
資料6-2	参考資料:認知症高齢者グループホーム	P	98

令和8年度
(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所・
認知症高齢者グループホーム
開設希望者募集要項

令和7年7月

姫路市健康福祉局
長寿社会支援部高齢者政策課

(看護) 小規模多機能型居宅事業所・認知症高齢者グループホーム

開設希望者募集要項

1 整備概要

(1) 事業所の概要及び整備方針

小規模多機能型居宅介護サービスとは、「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービス提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援することを目的とするサービスです。

看護小規模多機能型居宅介護サービスとは、小規模多機能型居宅介護サービスと訪問看護の複数のサービスを組み合わせ、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者を支援することを目的とするサービスです。

認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）とは、認知症の高齢者が少人数で共同生活住居（グループホーム）において、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話と機能訓練のサービス提供することで、当該高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することを目的とする介護サービスです。

本市では、姫路市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホームの指定を受ける予定法人を決定し、計画的に整備していく方針です。

(2) 募集数

①【小規模多機能型居宅介護事業所】

(登録定員29名まで(通所18名、宿泊9名まで)) 合計2か所

②【看護小規模多機能型居宅介護事業所】

登録定員29名まで(通所18名、宿泊9名まで) 合計1か所

③【認知症高齢者グループホーム(新設又は増床)】 合計36床

※新設は2ユニット(定員18名)とすること。

※増床は既存施設を含めた増床後の定員が3ユニット(定員27名)以下であること。

(併設可)

〔ア〕 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

〔イ〕 施設内保育施設

〔ウ〕 居宅介護サービス事業所：通所介護、訪問介護等

※〔イ〕については、認可外保育施設の指導監督基準を満たすこと。

※〔ウ〕については、補助金の対象外

※ 市が指定する募集圏域に限り、既存施設のサテライト施設としての整備も可とするが、本体施設は姫路市内に限る。

※ 原則新築とするが、面積基準や設備基準を満たす場合は既存建物を活用した整備も可とする。

※ 通所系の事業所を併設する際は、本体施設等と入口など利用者の動線を分けること。

④【既存の小規模多機能型居宅介護事業所から看護小規模多機能型居宅介護事業所への転換】
転換数に上限なし（転換計画に問題がないものを採択）

※ 同時に訪問看護の指定を受けることは任意とするが、指定を受ける場合は、看護小規模多機能型居宅介護との職員の兼務について明確にしたうえで、事業所指定における職員配置基準を満たすこと。

(3) 募集における留意点

(ア) 今回の公募は、同時に公募を行う他施設との併設にかかる事業所も含めた数になります。

(イ) 創設整備は施設種類ごとに1法人1か所のみとします。

(イ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設する場合は、別途開設申出書を提出してください。なお併設する場合は採点時に加点します。

(ウ) (2) ①～③の合築での応募は可能ですが、そのうちいずれか一種類のみの採択は行いません。

(エ) (2) ④の転換については、既存の小規模多機能型居宅介護事業所の開設から10年を経過していることや、同校区内に看護小規模多機能型居宅介護事業所がないことを条件とします。

(オ) 圏域等が重複した場合、合築型と単独型が競合した場合、及び(2) ③の新設と増床が競合した場合などは、総合的に判断するため、施設種類ごとの得点順位とは必ずしも一致しない場合があります。

(4) 募集対象校区（圏域）

①【小規模多機能型居宅介護事業所創設】 ※サテライトによる整備可

既存施設のない圏域につき、募集対象とする。なお、圏域による配点の差は付けない。

募集圏域	募集対象小学校区
夢前	置塩・古知・前之庄・苧野・上菅・菅生
家島	家島・坊勢

②【看護小規模多機能型居宅介護事業所創設】

市内の13日常生活圏域全てを整備対象圏域とするが、既存施設の有無により圏域に配点の高低を付け、既存施設のない小学校区を募集対象とする。

配点	募集圏域	募集対象小学校区
第1グループ (配点 高) ※サテライトによる整備可	家島	家島・坊勢
	広畑	八幡・広畑・広畑第二・大津・南大津
	香寺	香呂・香呂南・中寺
	東部	谷内・谷外・花田・御国野・四郷・別所

	灘	八木・糸引・白浜・的形・大塩
	安富	安富北・安富南
第2グループ (配点 低)	夢前	古知・前之庄・苅野・上菅・菅生
	北部	水上・増位・広峰・船津・山田・豊富
	中部第一	城西・白鷺・船場・野里・城乾・城東
	中部第二	安室・安室東・高岡・高岡西・城陽・荒川
	飾磨	英賀保・妻鹿・高浜・飾磨
	網干	勝原・旭陽・余部・網干・網干西
	西部	峰相・林田・伊勢・白鳥・青山・太市

③ 【認知症高齢者グループホーム創設】

在宅認知症認定者数に応じた施設整備数の割合に応じて、圏域に配点の高低を付け、既存施設のない小学校区を募集対象とする。

配点	募集圏域	募集対象小学校区
第1グループ (配点 高) ※サテライトに よる整備可	家島	家島・坊勢
	香寺	香呂南・中寺
	中部第一	城西・白鷺・野里・城乾・東
第2グループ (配点 中)	広畑	八幡・大津
	西部	曾左・峰相・伊勢・太市
	中部第二	安室・安室東
第3グループ (配点 低)	北部	増位・広峰・砥堀・山田
	東部	谷外、別所
	飾磨	飾磨
	灘	的形、大塩
	夢前	古知・苅野・上菅・菅生
	網干	大津茂

④ 【認知症高齢者グループホーム増床】

全ての圏域につき、募集対象とする。なお、圏域による配点の差は付けない。

(参考) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 併設対象圏域 (校区)

募集圏域	募集対象小学校区
中部第一	白鷺・野里・城東・船場・城西・城乾
中部第二	城陽・手柄・荒川・高岡・安室・安室東・高岡西
東部	花田・四郷・御国野・谷外・谷内
北部	城北・広峰・水上・増位・豊富・山田・船津
西部	曾左・白鳥・太市・林田・伊勢・峰相・青山

網 干	網干西・旭陽・余部・大津茂
広 畑	広畑・広畑第二・八幡・南大津
飾 磨	飾磨・英賀保・高浜・妻鹿
灘	白浜・八木・糸引・大塩
家 島	家島・坊勢
夢 前	置塩・古知・前之庄・上菅・菅生
香 寺	香呂・中寺・香呂南
安 富	安富南・安富北

※①～③について

- ・ 合築型は（看護）小規模多機能型居宅介護事業所と認知症高齢者グループホームのいずれもが募集対象校区（圏域）であることを要する。
- ・ 独居高齢者数が特に多い校区（英賀保、荒川、八幡、高岡、白浜）及び独居高齢者の割合が特に高い校区（野里・城東・東・船場・増位）は別途加点する。

2 応募要件・資格等

(1) 事業所の形態

(ア) 借家での整備計画も可とします。

既存建物を改修する整備計画も可能ですが、整備補助単価が低くなります（下記「7 補助金」参照）。またその際には、設備基準や消防法令への適合、アスベスト含有建材の有無や耐震性などの点で問題がないか充分注意してください。

(イ) 併設施設は別途審査するため、そのみ不採択となる場合があります。また既に整備されている小学校区では併設設置不可とします。

(ウ) 図面変更は原則認めませんが、併設施設がある場合で、そのみ不採択になった場合は、その部分についてのみ図面変更を認める場合があります。

(エ) 社会福祉法人が運営主体となる場合は、法人役員（理事長・理事・評議員）及び親族等（社会福祉法施行規則に規定する法人役員の要件にかかる「親族等特殊関係者」に準ずる）からの借地・借家は不可とします。

(オ) 介護保険法及び関連する省令、市の条例等（募集要項最終ページ参照）に定められた基準を満たす事業計画としてください。

(カ) 都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法規を遵守した事業計画としてください。

(2) 事業開始時期

創設及び別棟の新築工事を伴う増床の場合は、令和10年4月1日まで（2か年計画も可）に、別棟の新築工事を伴わない増床及び小多機から看多機への転換の場合は、令和9年4月

1日までに介護保険法に基づく事業者指定を受けて開設するものとしませんが、前倒しでの整備に努めてください。

指定日は原則として毎月1日になります。月の途中を開設日とすることはできません。

※ 看護小規模多機能型居宅介護事業所以外は介護予防の指定も受けてください。

(3) 開設希望者（法人）の資格

(ア) 事業を確実に遂行できるような経営基盤が整っているとともに、社会的信用の得られる経営主体であること。

(イ) 法人及び代表者が姫路市税を滞納していないこと。

(ウ) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）に定める暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 注意事項

(ア) 資金計画について、

・整備資金に係る自己資金（寄附金含む）は整備事業費（用地取得費・用地造成費は除く）から補助金額を差し引いた額の2割以上を現に有し、かつ整備資金として使用すること。（整備完了まで保持し続けること）

（具体例）

整備事業費（2億3,600万円）の内訳として、

用地取得費（2,500万円）、用地造成費（1,500万円）、建設工事費（1億5,000万円）、

備品購入費および開設準備経費（4,000万円）、設計監理費（600万円）

があり、姫路市補助金（4,600万円）がある場合

→整備事業費（2億3,600万円）－用地取得費（2,500万円）－用地造成費（1,500万円）

－姫路市補助金（4,600万円）＝1億5,000万円

→1億5,000万円の2割＝3,000万円・・・①

※「自己資金（寄附金含む）」がこの3,000万円以上であることが必要。

・開設後3年度目（ほぼ満床を想定）の年間事業費支出の12分の2を自己資金（寄附金含む）で確保すること。（12分の3以上確保していることが望ましい）

（具体例）

開設後3年度目の年間事業費支出額が7,200万円の場合

→7,200万円の2/12＝1,200万円・・・②

※7,200万円の3/12＝1,800万円以上確保していることが望ましい。

よって、①3,000万円＋②1,200万円＝4,200万円を現に有していること。

・備品購入費および開設準備経費はできるだけ具体的に見込むこと。

(イ) 敷金、家賃、居住に要する費用、食事の提供に要する費用、その他介護報酬の対象となっている費用の他に徴収を予定している全ての費用は、消費税の増税ややむを得ない事情

がある場合を除き、原則として開設日又は転換日から5年間は変更を認めません。

また管理者については休職、退職といったやむを得ない場合を除き、開設前の変更は認めません。さらに開設後も最低1年間は管理者としての職務を全うし、退任する場合は十分な引き継ぎを行ってください。

(ウ) 過去を含め、整備事業者として姫路市が採択した後に辞退した者は、原則、辞退した日が属する年度及びその後3年度の応募を認めません。

(例) 令和8年7月1日に辞退した場合、辞退した日が属する年度(R8.7.1~R9.3.31)及びその後3年度(R9.4.1~R12.3.31)の応募を認めない。

(エ) 土地・建物等に関しては、必要に応じて関係官署等との事前相談を行い、当該計画の実現性についてあらかじめ確認してください。確認した内容は開設申出書と一緒に提出してください。計画道路予定地であり、将来的な移転の必要性がある場合など、施設の長期的な運営に支障がある場合は、不採択の理由となることがあります。

※ 開発許可申請、建築確認申請など具体的な法的手続きについては、開設申出書の提出時点では不要です。

※ 関係法令に係る手続きは過去の経験から安易に判断せず、図面を用いて説明する等関係機関と十分に協議を行ってください。また、提出された計画内容につき、関係機関等に照会を行う場合があります。

(オ) 防災・減災対策に配慮してください(ハザードマップ等参照)。河川氾濫時の浸水被害の危険性が著しく高いなど大きく支障がある区域は、不採択の理由となることがあります。

なお、建設予定地が災害レッドゾーンに含まれる場合は応募できませんのでご注意ください。同様に、建設予定地が災害イエローゾーンに含まれる場合は応募に下記の条件がありますのでご注意ください。

a) 土砂災害警戒区域又は1メートル以上の浸水想定区域等である場合

→ I、II、IIIの全てを満たす必要がある。

b) 1メートル未満の浸水想定区域等である場合

→ II、IIIの2つを満たす必要がある。

I) 予定地が所在する日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地取得が困難である。

II) 災害イエローゾーンの想定リスクに対し、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっている。

III) 想定し得る被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっている。

(カ) 事業の運営にあたっては、地域住民等との連携及び協力を行うなどの地域との交流を図ることが必要となるため、事前に地元への説明を行ってください。その結果、設置予定地周辺住民(自治会等)の合意書等があれば開設申出書と一緒に提出してください。また、合意書が得られなくても、設置に伴う地元への説明経緯を提出してください。地元説明に

あたっては、採択されない可能性があること等を留意した上で、行なってください。少なくとも、各地区連合自治会長と各町自治会長には開設申出書を提出する旨を報告してください。

(キ) 平面図の表示については、壁芯面積とともに利用有効面積（内法面積）をカッコ書きで記入してください。廊下、階段は幅員（手すりを除く内寸）を記入してください。また、縮尺は200分の1を厳守してください。（ただし、A3用紙に収まらない場合は縮小すること。）

※ 平面図には必要と思われる設備・備品（浴槽、洗面台、便器、ベッド、食卓、キッチンなど）の位置・方向についても、詳細に記載してください。

※ 市が示す「望ましい設計例等」を満たすよう努めてください。

3 提出書類

(1) 開設申出書（関係書類含む）

開設申出書・記入様式等は姫路市ホームページでダウンロードできます。市ホームページで「地域密着型サービス拠点の整備事業について」と検索してください。

(2) 提出期間 ※②～④は閉庁日及び12時から13時を除く

① 開設検討調査受付期限

令和7年8月29日（金）17時まで

調査は姫路市オンライン手続ポータルサイトにて実施します。開設を検討されている方は下記 **URL** または **QR** コードよりアクセスいただき、入力フォームに必要事項を入力の上、送信してください。

複数候補地がある場合は、全ての候補地分について回答し、③の事前提出までに1か所に決定してください。回答のない候補地で開設申出書を提出することはできません。

期限までに入力・受付ができない場合は、開設申出書を提出することができません。

※ 姫路市オンライン手続ポータルサイトがご利用いただけない場合は、開設検討調査受付期限までに「8 その他」の「(2) 問い合わせ先」までご連絡ください。

姫路市オンライン手続ポータルサイト URL（開設検討調査用）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/b7ef56d0-94f7-49c6-9ba3-01be0bf724/start>

姫路市オンライン手続ポータルサイト QR コード（開設検討調査用）



② 事前協議期間

令和7年8月18日（月）～令和7年10月17日（金）16時まで

書類の提出に当たっては、あらかじめ担当者と協議を行ってください。図面協議の場合は担当窓口へ図面を持参の上行ってください。なお、ご来庁の際には事前に来庁日時を予約してください。

※ 3名以内でのご来庁にご協力ください。

③ 事前提出期限

令和7年11月7日（金）16時まで

提出部数はファイルで1部とします。ただし、現在協議中の書類など、やむを得ない事情があるものは、その旨を説明のうえ、本提出時に提出できるものとします。

事前提出がない場合は、本提出はできませんので注意してください。

④ 本提出受付期限

令和7年11月14日（金）16時まで

提出部数は正本1部＋副本2部＋CD-ROM1枚とします。

【ファイルについて】

A4用紙（図面は除く）に、提出書類一覧表の番号ごとにインデックスをつけて、1部ずつファイルに綴じてください。ファイルの表紙と背面に『令和8年度〇〇事業所開設申出書』又は『令和8年度〇〇事業所改修等計画書』と、圏域名、小学校区名、法人名を記入してください。

【CD-ROMについて】

表面に『令和8年度〇〇事業所開設申出書』又は『令和8年度〇〇事業所改修等計画書』、圏域名、小学校区名、法人名を記入又は貼付して下さい。

提出書類一覧表の番号ごとにフォルダを作成し、ファイルに綴じた書類等をPDF化し、格納してください。なおフォルダ名は「(提出書類一覧表の番号) _ (書類名)」としてください。

(例) 「6_決算書類」「23_事前協議状況」「28_収支計画書」など

受付後は書類の変更を認めませんので注意してください。また、追加資料等もお受けで

きません。

(3) 提出方法

できる限り、開設希望者（法人職員等）が姫路市役所高齢者政策課まで持参してください。その際には事前に来庁日時を予約してください。

(4) 注意事項

資料の追加や修正をお願いすることがありますので、受付期限直前は極力避け、日程に余裕をもって提出してください。なお、提出書類は返却いたしません。

4 審査・選考方法

開設申出書提出後、開設予定地の現地確認を行いますので、開設希望者（法人職員等でも可）は立会いをお願いします。なお、事前に土地所有者に承諾を得ておいてください。

地域密着型サービス等審査委員会が審査基準（別紙参照）に基づき、書類審査及びヒアリングを行います。ヒアリング等の日程は後日開設希望者に連絡しますが、ヒアリングには代表者及び管理者（予定者）の出席を必須とします。体調不良等によりやむを得ず参加できなかった場合は、後日、追加でヒアリングを実施することがあります。

選考結果につきましては、開設希望者に通知するほか、姫路市高齢者政策課のホームページにて公表します。（整備決定法人以外は点数のみ）

※ 転換や新たな増築を伴わないグループホームの増床について、必要があると認める場合以外は現地確認及びヒアリングを省略します。

5 質問について

質問は下記の質問受付期間内に姫路市オンライン手続ポータルサイトにて受付します。質問のある方は下記 URL または QR コードよりアクセスいただき、入力フォームに必要事項を入力の上、送信してください。なお、締め切り後、1週間程度で回答をホームページに公開します。

※ 姫路市オンライン手続ポータルサイトがご利用いただけない場合は、質問受付期間内に「8 その他」の「(2) 問い合わせ先」までご連絡ください。

質問受付期間：令和7年7月29日（火）～8月8日（金）17時まで

姫路市オンライン手続ポータルサイト URL（質問受付用）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/33751ab4-8856-4ea1-b41f-138cbe5f8262/start>

姫路市オンライン手続ポータルサイト QR コード（質問受付用）



6 日程（予定）

日 時	内 容
令和7年7月29日（火） ～8月8日（金）	質問受付（締め切り後、回答をホームページに公開） ※原則、姫路市オンライン手続ポータルサイトにて受付します。
令和7年8月18日（月） ～10月17日（金）	事前協議期間 ※ 図面協議は事前に来庁日時を予約してください。
～令和7年8月29日（金） 17：00（時間厳守）	開設検討調査（種別・圏域・校区記入必須） ※原則、姫路市オンライン手続ポータルサイトにて受付します。
～令和7年11月7日（金） 16：00（時間厳守）	開設申出書（関係書類含む）事前提出（1部）
～令和7年11月14日（金） 16：00（時間厳守）	開設申出書（関係書類含む）提出受付（正副3部+CD-ROM）
令和8年1月上旬（予定）	開設予定地の現地確認
令和8年1月下旬（予定）	書類審査及びヒアリングを実施
令和8年2月末（予定）	選考結果発表

※ スケジュールは予定であり、今後変更する可能性があります。変更の場合、ホームページでお知らせします。

※ 選考結果発表以降の日程については、整備決定法人に対して別途事務連絡いたします。

7 補助金

(1) 補助金額（※令和8年度は未確定のため、令和7年度の単価を記載）

※ 各施設を併設した場合は、それぞれの施設整備費の補助単価を5%増額する。（千円未満切り捨て）

【(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所】

- ・施設整備費 : 39,600 千円 / 1 施設(新築)
- 10,500 千円 / 1 施設(既存建物改築)

- ・開設準備経費： 989 千円 / 宿泊定員 1 名あたり ※宿泊定員の最大は 9 名まで

【認知症高齢者グループホーム】

- ・施設整備費 : 39,600 千円 / 1 施設(新築)
10,500 千円 / 1 施設(既存建物改築)
- ・開設準備経費： 989 千円 / 1 床 ※最大 18 床

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（併設）】

- ・施設整備費 : 7,000 千円 / 1 施設
- ・開設準備経費： 16,600 千円 / 1 施設

【施設内保育施設（併設）】

- ・施設整備費 : 14,100 千円 / 1 施設
- ・開設準備経費： 4,960 千円 / 1 施設

※ 看護小規模多機能型居宅介護事業所への転換及び認知症高齢者グループホームの増床に対する補助金はありません。

(2) 補助対象経費

- ・施設整備費 : 建設工事費・設計監理費（対象工事費の 2.6%） 等
- ・開設準備経費： 人件費・広告宣伝費・備品購入費 等

(3) 補助対象外経費（例）

- ・共通 : 税全般（消費税、固定資産税など）
- ・施設整備費 : 外構工事費、上下水道負担金など
- ・開設準備経費： 施設整備費に含まれた備品（ルームエアコンやシーリング照明等）
※ 施設整備費に含まなければ開設準備経費の対象となる可能性があります。
施設の保存登記にかかる費用など

(4) 交付時期

補助金の交付は令和 9 年度（2 か年計画の場合）です。ただし、補助金については県費補助が得られることが条件で、補助金交付内示発出まで事業に着手することはできません。補助金を活用せずに整備を行う場合は、内示発出を待つ必要はありません。

(5) 業者選定方法

補助金の交付を希望する法人は、施工業者等の業者選定は原則、入札により行ってください。また、姫路市から指示があるまで入札公告を実施しないでください。なお設計業者選定

は理事会審査等必要な手続きを経たうえで、見積合せやコンペ等を実施した上で決定しても構いません。

8 その他

(1) 注意事項

- (ア) 虚偽その他不正な申請があった場合、選考結果を無効とすることがあります。
- (イ) 選考の結果、姫路市が求める水準を満たさない、又は合致しない際は採択に至らないことがあります。
- (ウ) 提出書類作成費、通信運搬経費等、一切の費用は全額開設希望者の負担となります。

(2) 問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市 高齢者政策課 加茂、藤田、松下
TEL 079-221-2985 FAX 079-221-2972
E-mail : korei@city.himeji.lg.jp

(参考) 日常生活圏域および小学校区一覧

圏域名	小学校区名
中部第一	白鷺・野里・城東・東・船場・城西・城乾
中部第二	城陽・手柄・荒川・高岡・安室・安室東・高岡西
東 部	花田・四郷・御国野・別所・谷外・谷内
北 部	城北・広峰・水上・砥堀・増位・豊富・山田・船津
西 部	曾左・白鳥・太市・林田・伊勢・峰相・青山
網 干	網干・網干西・旭陽・勝原・余部・大津茂
広 畑	広畑・広畑第二・八幡・大津・南大津
飾 磨	飾磨・津田・英賀保・高浜・妻鹿
灘	白浜・八木・糸引・的形・大塩
家 島	家島・坊勢
夢 前	置塩・古知・前之庄・筋野・上菅・菅生
香 寺	香呂・中寺・香呂南
安 富	安富南・安富北

※ホームページに町名校区対照表を掲載しておりますので、そちらもご参考ください。

(参考) 条例等

姫路市ホームページの下部にある「条例・規則検索」から「Reiki-Base 検索システム」に入り、次の条例を確認してください。

【小規模多機能型居宅介護事業所】

【看護小規模多機能型居宅介護事業所】 共通

【認知症高齢者グループホーム】

- ・ 姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
(平成 24 年姫路市条例第 53 号)
- ・ 姫路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例
(平成 24 年姫路市条例第 54 号)

(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所
認知症高齢者グループホーム
開設申出書

◎提出書類一覧表 (看護) 小規模多機能型居宅介護事業所・認知症高齢者グループホーム

番号	様式	書類名	内容	チェック欄
開設申出書				<input type="checkbox"/>
●事業者関係				
1		定款	定款	<input type="checkbox"/>
2		法人登記簿	法人登記簿謄本 (法人履歴事項全部証明書)	<input type="checkbox"/>
3	○	経歴書	経歴書 (代表者及び管理者 (予定者)、計画作成担当者) 【様式1】	<input type="checkbox"/>
4	○	誓約書	欠格事項非該当誓約書【様式2】	<input type="checkbox"/>
5		パンフレット	(※ある場合) 現在実施中の介護保険事業概要・パンフレット等	<input type="checkbox"/>
6		決算書類	決算書類 (貸借対照表・損益計算書・財産目録) ※直近3期分 ※社会福祉法人以外は、会計監査人の証明や法人税の申告書別表様式等を添付。	<input type="checkbox"/>
7		監査・指導状況	(※ある場合) 既存事業の関係行政庁の監査及び指導状況等 ※令和4～6年度分 ※行政庁からの監査結果通知とそれに対する改善報告書を添付。	<input type="checkbox"/>
●土地関係				
8		住宅地図	住宅地図 (縮尺: 1/2500程度、A4用紙) (設置予定地が中心となるようにし、赤で囲むこと)	<input type="checkbox"/>
9		現況写真	現況写真 (設置予定地を周囲4方向から撮影し、A4用紙に貼付。 方向を別紙住宅地図に示すこと)	<input type="checkbox"/>
10		周辺環境写真	周辺環境写真 (近隣の公共施設などを撮影し、A4用紙に貼付。撮影箇所を別紙住宅地図に示すこと)	<input type="checkbox"/>
11		都市計画図	都市計画図 (設置予定地を赤で囲むこと)	<input type="checkbox"/>
12		土地登記簿	土地登記簿謄本 (土地履歴事項全部証明書)	<input type="checkbox"/>
13		字限図	字限図 (設置予定地を赤で囲むこと)	<input type="checkbox"/>
14		ハザードマップ	ハザードマップ拡大図 (設置予定地を赤で囲むこと)	<input type="checkbox"/>
15		取得見込み	(※自己所有でない場合) 贈与・売買契約書、賃貸借 (無償貸与) 契約書、確約書等 (※抵当権が設定されている場合) 抵当権の抹消確約書	<input type="checkbox"/>
●建物関係				
16		配置図	設置予定地内配置図 (縮尺: 1/200) ※改修及び増改築の場合は改修・増改築前の図面を添付すること ※A3用紙でも収まらない場合のみ、縮小すること。	<input type="checkbox"/>
17		平面図	各階平面図 (縮尺: 1/200) ※A3用紙でも収まらない場合のみ、縮小すること。	<input type="checkbox"/>
18	○	望ましい設計例等	望ましい設計例等【様式3】	<input type="checkbox"/>
19		工程表	開設に至る整備スケジュール・工程表	<input type="checkbox"/>
20		既存建物写真	(※既存建物を利用する場合) 全景及び建物内の主要部分の 現況写真 (A4用紙に貼付し、説明を記入すること)	<input type="checkbox"/>
21		既存建物契約書等	(※既存建物を利用する場合) 売買 (贈与) 契約書・賃貸借 (無償貸与) 契約書・確約書等	<input type="checkbox"/>
22		既存建物書類	(※既存建物を利用する場合) 建築確認通知書・検査済書・建物履歴事項全部証明書	<input type="checkbox"/>
23	○	事前協議状況	土地・建物にかかる関係機関との事前協議の状況【参考様式】	<input type="checkbox"/>

番号	様式	書類名	内容	チェック欄
●資金関係				
24		法人預金残高証明書	(※自己資金がある場合) 法人名義の預金残高証明書等 (R7.4.1付、R7.10.1付の2種類)	<input type="checkbox"/>
25		寄附預金残高証明書	(※寄附がある場合) 寄附の確約書、寄附予定者の預金残高証明書等 (R7.4.1付、R7.10.1付の2種類)	<input type="checkbox"/>
26		金融機関等確約書	(※借入を行う場合) 金融機関等の確約書等	<input type="checkbox"/>
27		償還計画表	(※借入を行う場合) 借入金の償還計画書	<input type="checkbox"/>
28	○	収支計画書	短期 (12ヶ月間) 【様式4】 および長期 (20年間) 【様式5】 の収支計画書	<input type="checkbox"/>
29		備品等内訳書	備品購入費および開設準備経費の内訳書	<input type="checkbox"/>
●その他				
30		人員確保スケジュール	人員確保の具体的スケジュールを記載した書面 (想定新規雇用人数および介護資格所持状況等を記したもの)	<input type="checkbox"/>
31		職員研修スケジュール	職員研修の具体的スケジュールを記載した書面 (開設前および開設後1年間のもの)	<input type="checkbox"/>
32		職員研修実績	職員研修の実施実績 (令和6年度実績)	<input type="checkbox"/>
33	○	医療機関同意書	(※ある場合) 協力医療機関等の同意書 【参考様式】	<input type="checkbox"/>
34	○	住民説明経緯	設置予定地周辺住民 (自治会等) への説明経緯 【参考様式】	<input type="checkbox"/>
35		住民同意書	(※ある場合) 周辺住民 (自治会等) 同意書等	<input type="checkbox"/>

【ファイルの場合】

- ※ 1冊ずつファイリングし、ファイルの表紙と背面に『令和8年度〇〇事業所開設申出書』、圏域名、小学校区名及び法人名を記入して下さい。
- ※ 提出書類一覧表を先頭に綴じて下さい。
- ※ 添付されている資料はチェック欄にチェックして下さい。
- ※ 提出書類一覧表の上から順に綴じて、項目番号のインデックスを付けて下さい。
- ※ 提出書類は、原則A4用紙で準備してください (ただし、図面等はA3用紙に収まる縮尺とする)。

【CD-ROMの場合】

- ※ 表面に『令和8年度〇〇事業所開設申出書』、圏域名、小学校区名及び法人名を記入又は貼付して下さい。
- ※ 提出書類一覧表の番号ごとにフォルダを作成し、ファイルに綴じた書類等をPDF化したものを格納してください。なおフォルダ名について、開設申出書は「0_開設申出書」とし、それ以外は上記の「(番号)_(書類名)」としてください。
- ※ 提出書類一覧表のみ、チェック欄にチェックし、PDF化したものをそのまま格納してください。(フォルダは不要)

{ 小規模多機能型居宅介護事業所
 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 認知症高齢者グループホーム }

開設申出書

(該当するものに○をつけてください。合築型は複数記入してください。)

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市長

ふりがな
 申出者 法人名 _____
 代表者(予定者) _____
 所在地 〒 _____
 電話番号 _____

1. 施設を開設しようとする動機・熱意及び事業運営の基本方針について

【施設を開設しようとする動機・熱意】
【事業運営の基本方針（利用者へのケアマネジメント、サービス提供の内容や考え方、画一的なケアとならないための工夫、食事提供に対する考え方など）】

2. 法人の状況

(1) 概要

名 称	
所 在 地	
法人の種別	
定款に掲げる 主な事業	

※既存の法人は、法人の定款（別紙1）、履歴事項全部証明書（別紙2）を添付してください。

※法人の決算書を直近3期分添付し、社会福祉法人以外は、会計監査人の証明や法人税の申告書別表様式等、内容を証明できる資料を添付してください。（別紙6）

※既存事業への関係行政庁の監査及び指導状況等について、令和4～6年度の資料（監査結果通知と改善報告書）を添付してください。（別紙7）

(2) 代表者（予定者）

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 —		
職 業			

※経歴書を添付してください。（別紙3【様式1】）

※欠格事項非該当誓約書を添付してください。（別紙4【様式2】）

(3) 管理者予定者

事業所種類	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 認知症高齢者グループホーム 4 その他（ ）
氏名・生年月日 住 所	
職 業 (現在の勤務先等)	
事業所種類	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 認知症高齢者グループホーム 4 その他（ ）
氏名・生年月日 住 所	
職 業 (現在の勤務先等)	

※経歴書を添付してください。（別紙3【様式1】）

※グループホームにおいて1名が兼務しない場合は2名分記載してください。併設型の場合は、併設事業所（通所系含む）の管理者も記載してください。（適宜行を追加してください。）

※管理者については休職・退職といったやむを得ない場合を除き、開設前の変更は認めません。さらに開設後も最低1年間は管理者としての職務を全うし、退任する場合は十分な引き継ぎを行ってください。

(4) 計画作成担当者

事業所種類	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 認知症高齢者グループホーム 4 その他（ ）
氏名・生年月日 住 所	
職 業 (現在の勤務先等)	
事業所種類	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 認知症高齢者グループホーム 4 その他（ ）
氏名・生年月日 住 所	
職 業 (現在の勤務先等)	

※経歴書を添付してください。(別紙3【様式1】)

※グループホームにおいて、ユニットごとに計画作成担当者を配置する場合は、それぞれ記載してください。併設施設がある場合は、併設施設の計画作成担当者も記載してください。(適宜行を追加してください。)

(5) 役員名簿

役職・氏名・生年月日		年 月 日
住 所		
役職・氏名・生年月日		年 月 日
住 所		
役職・氏名・生年月日		年 月 日
住 所		
役職・氏名・生年月日		年 月 日
住 所		

※必要に応じて適宜行を追加してください。

(6) 担当者氏名

氏名		
事務所の所在地		
申出者の連絡先	電話	F A X
	E-mail	

(7) 現在実施中の介護保険事業及び関連事業

① 介護保険事業（具体的なサービス種別および事業開始年月を記入してください。）	
1 居宅サービス	3 居宅介護支援
2 施設サービス	4 地域密着型サービス
	5 その他
② 関連事業（保健、医療、福祉等）	

※現在実施中の介護保険事業概要・パンフレット等を添付してください。（別紙5）

3. 開設予定地の状況

(1) 予定地

属する 日常生活圏域	_____日常生活圏域（ 小学校区）		
地番、地目、面積	(地番)	(地目)	(面積)
			m ² m ² m ² m ²
	合 計		m ²
災害ゾーンの確認 (レッド・イエロー) ※土砂・洪水・ 津波・高潮	<input type="checkbox"/> どちらにも含まれない <input type="checkbox"/> 災害レッドゾーンに含まれる <input type="checkbox"/> 災害イエローゾーンに含まれる		
	→ (災害イエローゾーンに含まれる場合) <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域又は1メートル以上の浸水想定区域等 → <input type="checkbox"/> 下記のⅠ・Ⅱ・Ⅲ全てを満たす <input type="checkbox"/> いずれかを満たさない <input type="checkbox"/> 1メートル未満の浸水想定区域等 → <input type="checkbox"/> 下記のⅡ・Ⅲともに満たす <input type="checkbox"/> どちらかを満たさない Ⅰ) 災害イエローゾーン以外での事業用地取得が困難 (理由: _____) Ⅱ) 被災リスク防止軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画 Ⅲ) 被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画		

※住宅地図（別紙8）を添付し、予定地を赤で囲んでください。

※予定地の現況がわかる写真（周囲4方向から撮影）をA4用紙に添付すること。

（別紙9、撮影場所を住宅地図に記入）

※土地履歴事項全部証明書及び字限図を添付すること。（別紙12・13、予定地を赤で囲む）

※ハザードマップ拡大図を添付すること。（別紙14、予定地を赤で囲む）

(2) 都市計画法における区域等

区 域	<input type="checkbox"/> 市街化区域	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域	<input type="checkbox"/> 都市計画区域外
用途地域			
建ぺい率	%		
容 積 率	%		

※都市計画図の写しを添付すること。（別紙11、予定地を赤で囲む）

埋蔵文化財包蔵地や都市計画公園、計画道路予定地は区域を図示してください。

4. 利用者・家族・地域との交流

利用者・家族・地域との交流に関する取り組みについて記入してください。

利用者・家族との交流に関する取り組みについて
地域との交流に関する取り組みについて

5. 姫路市・地域包括支援センターとの連携・情報提供

姫路市や地域包括支援センターとの連携・情報提供に関する取り組みについて記入してください。

6. 医療機関等との連携

他の介護・福祉・医療サービスや主治医等との連携について、記入してください。

※令和6年度介護報酬改定により規定された事項を踏まえた内容とすること。

※協力医療機関等の同意書がある場合は、別紙33【参考様式】として添付してください。

7. 事業所の形態について

事業所	<input type="checkbox"/> 小規模多機能 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能	<input type="checkbox"/> グループホーム
サテライト事業所 (対象校区のみ)	<input type="checkbox"/> サテライト事業所として設置する (本体事業所名：)	
開設予定日	令和 年 月 日	
施設の定員	定員 人 (通所 人 宿泊 人)	定員 人 (ユニット)
利用予定者の 要介護度別割合 (見込み)	1 要支援1 人程度 2 要支援2 人程度 3 要介護1 人程度 4 要介護2 人程度 5 要介護3 人程度 6 要介護4 人程度 7 要介護5 人程度 計 人程度 ※要支援1・2は小規模のみ	1 要支援2 人程度 2 要介護1 人程度 3 要介護2 人程度 4 要介護3 人程度 5 要介護4 人程度 6 要介護5 人程度 計 人程度
施設の形態	1 単独型 2 合築型((看護)小規模多機能及びグループホーム) 上記の他に併設事業所等があれば記入してください。 () ※定巡を併設する場合において、定巡のみ不採択となった場合について、 <input type="checkbox"/> 併設施設部分の計画を見直し、看多機等のみの整備を希望 <input type="checkbox"/> 看多機等のみの整備を希望しない (併設施設との一体計画以外では整備しない)	
建物の構造	建物の構造 造り 階建て 延べ床面積 m ²	
居室・宿泊室 ※内法面積	合計 m ² (1名当り平均 m ²)	合計 m ² (1名当り平均 m ²)
居間及び食堂 ※内法面積	合計 m ² (1名当り平均 m ²)	合計 m ² (1名当り平均 m ²)

※配置図及び平面図(別紙16・17、ともに縮尺200分の1を厳守)を添付してください。ただし、A3用紙に収まらない場合は縮小すること。

※平面図は施設種別、専用部分、共用部分に応じて色分けして下さい。また、必要と思われる設備・備品(浴槽、洗面台、便器、ベッド、食卓、キッチンなど)の位置・方向についても、詳細に記載してください。

※市が示す「望ましい設計例等(別紙18【様式3】)」を満たすよう努めてください。

※開設に至る整備スケジュール・工程表(別紙19)を添付してください。

※既存建物を利用する場合は、現況がわかる写真（別紙20）をA4用紙に添付し、必要に応じて別紙21、22を添付してください。

※土地・建物にかかる関係機関との事前協議の状況について別紙23【参考様式】を添付してください。

8. 事業計画（この様式によりがたい場合は独自作成も可能です。）

（1）資金計画（説明会資料の補助金があるものとして試算してください。）

※ただし、補助金の有無や金額は未確定であり、支給されない場合や減額となる場合があります。

整備事業費		資金計画	
用地取得費	千円	⑩補助金	千円
用地造成費	千円	自己資金 ※イ	千円
⑨建設工事費	千円	寄附金 ※ウ	千円
⑪備品購入費および 開設準備経費 ※ア	千円	福利医療機構 借入金	千円
⑫設計監理費	千円	民間等借入金	千円
		その他（ ）	千円
合計	千円	合計	千円

※ 補助金は用地費及び運転資金には使用できません。

※ アについては、備品購入費および開設準備経費の内訳を添付してください。（別紙29）

※ イについては法人の「R7.4.1付」および「R7.10.1付」の2種類の預金残高証明書を添付してください。（別紙24）

※ ウについては寄附予定者の「R7.4.1付」および「R7.10.1付」の2種類の預金残高証明書を添付してください。（別紙25）

※ 全ての借入金や寄附金について確約書等があれば添付してください。（別紙25、26）

（2）短期・長期収支計画（説明会資料の補助金があるものとして試算してください。）

※ただし、補助金の有無や金額は未確定であり、支給されない場合や減額となる場合があります。

事業収支計画	<p>① 短期収支計画書（1月ごと12ヶ月間）【様式4】</p> <p>② 長期収支計画書（1年ごと20年間）【様式5】</p> <p>※ 別紙28として作成してください。</p> <p>※ 借入金の償還計画書を添付してください。（別紙27）</p>
--------	---

開設後3年度目における 運転資金等の 必要見込金額	千円 …④		
	(年度事業費支出の1/2分の 以上に相当)		
寄附予定者 (整備資金)	(氏名)	(法人との関係)	(寄附予定額)
			千円
	合 計		千円
寄附予定者 (運転資金)	(氏名)	(法人との関係)	(寄附予定額)
			千円
	合 計		千円

※次の「④及び④」に相当する金額以上を現に有していること」を自己資金及び寄附金の預金残高証明書（R7.10.1付）をもって証明してください。	
(1) 資金計画より	(2) 短期・長期資金計画より
$A+B+C = \text{千円}\dots\text{④}$ $E-D = \text{千円}\dots\text{④}$ $F \times 2 \text{割} = \text{千円}\dots\text{④}$	$H = \text{千円}$
よって、 $\text{④}+H = \text{千円} < \text{預金残高証明書（自己資金+寄附金）}$ (注)「(1) 資金計画」内の「自己資金(※イ)」欄及び「寄附金(※ウ)」欄の合計が④に相当する額以上となるような計画にする必要があります。	

9. 人員の配置（予定を含む）

事業所	<input type="checkbox"/> 小規模多機能 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能	<input type="checkbox"/> グループホーム
管理者（常勤）	専従・兼務 (兼務する職種)	専従・兼務 (兼務する職種)
介護支援専門員 (計画作成担当者)	(1) 常勤 人・非常勤 人 (常勤換算 人) (2) 専従・兼務 (兼務する職種)	(1) 常勤 人・非常勤 人 (常勤換算 人) (2) 専従・兼務 (兼務する職種)

介護職員	(1) 常勤 人・非常勤 人 (常勤換算 人) (2) 介護福祉士 人 訪問介護員 人 その他 人	(1) 常勤 人・非常勤 人 (常勤換算 人) (2) 介護福祉士 人 訪問介護員 人 その他 人
看護師又は准看護師 ※グループホームは 必須でない	(1) 常勤 人・非常勤 人 (常勤換算 人) (2) 専従・兼務 (兼務する職種)	(1) 常勤 人・非常勤 人 (常勤換算 人) (2) 専従・兼務 (兼務する職種)

10. 介護報酬以外に徴収する費用について

徴収を予定されている費用についてすべて記入してください。

事業所	<input type="checkbox"/> 小規模多機能 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能	<input type="checkbox"/> グループホーム
宿泊に要する 費用・居住費	_____ 円/日	_____ 円/日
食費・食材料費	_____ 円/日	_____ 円/日
敷金等	—	円
その他： (〇〇〇) 費	_____ 円/日	_____ 円/日
その他： (△△△) 費	_____ 円/日	_____ 円/日
その他： (□□□) 費	_____ 円/日	_____ 円/日
<算出内訳>		

※全ての費用は、消費税の増税ややむを得ない事情がある場合を除き、原則として開設日から5年間については、変更不可能とします。

※算出内訳については詳細に記入してください。その他の徴収費用については行を追加するなどして、全て記載してください。必要に応じて単位（月・回）の変更も可能です。

11. 事業運営の具体的方針について

事業運営の具体的方針について記入してください。

※令和6年4月1日から義務化された各事項を踏まえた内容とすること。

運営推進会議のあり方など、利用者等へ必要な情報提供を行う仕組み
自己・外部評価（第三者評価）の方法やその反映方法などサービスの質の向上策
苦情解決の仕組み
人員確保、職員研修等の取り組み
利用者の権利擁護に対する取り組み
その他

※人員確保の具体的スケジュールを記載した書面を添付してください。（別紙30）

※職員研修の具体的スケジュールを記載した書面を添付してください。（別紙31）

また、令和5年度に実施した職員研修の実施実績を添付してください。（別紙32）

12. 防災対策について

非常災害対策に関する取り組みについて、記入してください。

(消防設備等の防災対策、避難訓練の実施、非常災害に関する具体的計画など)

※令和6年4月1日から義務化された各事項を踏まえた内容とすること。

※予定地が災害イエローゾーンに含まれる場合は、それを踏まえた内容とすること。

13. 感染症・食中毒対策について

感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための取り組みについて、検討されていることを具体的に記入してください。(施設の消毒頻度、発生時の対応方法など)

※令和6年4月1日から義務化された各事項を踏まえた内容とすること。

14. 事業所連絡会への加入について

- ・(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所：小規模多機能型居宅介護事業所連絡会
- ・認知症高齢者グループホーム：姫路市グループホーム連絡協議会

事業所連絡会に	<input type="checkbox"/> 加入する	<input type="checkbox"/> 加入しない
---------	-------------------------------	--------------------------------

欠格事項非該当誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 姫 路 市 長

申出者 住 所

法 人 名

代表者 (予定者)

代表者 (予定者)、役員及び施設長 (管理者) 予定者等が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【社会福祉法の欠格事項該当者】 ※社会福祉法人のみ

(参考: 社会福祉法第 44 条第 1 項)

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

(参考: 社会福祉法第 40 条第 1 項)

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第二百二十八条第一号二及び第三号において「暴力団員等」という。)

【介護保険法第 78 条の 2 第 4 項の欠格事項該当者】

(参考: 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項)

4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。))に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

四の二 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該

- 処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の三 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号

の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

【姫路市暴力団排除条例第2条の暴力団及び暴力団員並びこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者】

(参考：姫路市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

望ましい設計例等の一覧

【様式3】

施設種別を選択↓

項目	留意点	特養	特定施設	GH	小多機 看多機	
		ユニット型				
施設の玄関	(感染予防) 手洗いを設置すること	○	○	○	○	
ゾーニング	(感染予防) ユニット入り口に玄関室(感染症発生時のガウンなどの着脱場所・イエローゾーンとして活用)を設置すること	○		○		
ユニット	(労働環境) 各フロアのユニット数(併設ショート含む)は偶数を基本とすること	○				
空間構成	(ユニット型施設としての空間構成) プライベートスペース、セミプライベートスペース、セミパブリックスペース及びパブリックスペースが、それぞれ区分されていること	○		○		
居室 (宿泊室)	(利用者処遇) 温度、湿度、照明、採光及び通風が、利用者の好みに合わせられるようになっていること	○	○	○	○	
	(利用者処遇) 利用者の特性に合わせベッドの配置が変えられること	○	○	○	○	
	(居住環境) 利用者自身の家具等の持ち込みが可能な間取りであること	○	○	○		
	(防災対策) 掃き出し窓とすること(2階以上は周回バルコニーがある場合)	○	○	○	○	
食堂等共用部	(感染予防) 24時間換気が可能な設備を設置すること	○	○	○	○	
共同生活室等	(利用者処遇) 中廊下の幅で通路を確保し、通路を除いた部分で、ユニット内の入居者が一堂に会することができる形状と広さを確保すること	○		○		
	(利用者処遇) 利用者の多様な生活習慣に合わせた、小上がりや畳スペース等を設けること	○		○		
	(利用者処遇) 各ユニットの入口は、施設的ではなく自宅のような雰囲気があること	○		○		
	(利用者処遇) 各ユニットの入口の外からの視線を遮るような構造や工夫がなされていること	○		○		
	(利用者処遇) キッチン、共同生活室と対面で利用者と視線が合う構造であること	○		○		
	(利用者処遇) 他のユニットを通行することなく、施設内を移動できること	○		○		
	(労働環境・利用者処遇) 記録作成の作業スペースを設けること ただし、共同生活室以外で設けるか、共同生活室に設けるとしても、利用者から見えないような配慮がされていること	○		○		
(労働環境) 記録作成の作業スペースを設けること		○		○		
浴室	(利用者処遇) 脱衣室を設け、暖房設備等を設置すること	○	○	○	○	
	(利用者処遇) 浴槽と脱衣室のプライバシーを確保すること	○	○	○	○	
	(労働環境) リフトなど、介護職員の負担を軽減させる器具を導入すること	○	○	○	○	
	(労働環境) 2方向又は3方向介護が可能な浴槽の位置にすること	○	○	○	○	
洗面設備	(利用者処遇) 居室のほか、共用部分にも設置すること	○	○	○	○	
トイレ	(利用者処遇) ユニット内に概ね3人に1つ(10人で3つ)を分散して配置すること ※各居室に設置する場合は満たすものとする	○		○		
	(利用者処遇) 片麻痺の利用者のため、トイレごとに便器の配置を変えること	○	○	○	○	

望ましい設計例等の一覧

【様式3】

施設種別を選択↓

項目	留意点	特養	特定施設	GH	小多機 看多機	
		ユニット型				
汚物処理室	(感染予防) 汚物を共同生活室等に持ち込まず、直接外部に搬出しやすい動線とすること	○	○	○	○	
	(感染予防) 洗濯室や浴室に近接して設置すること	○	○	○	○	
調理室	(感染予防) 調理職員専用のトイレ、洗面所、休憩室を設けること	○	○			
バルコニー	(防災対策) 周回バルコニーとし、避難用の外部階段を設置すること ※平屋の場合は満たすものとする	○	○	○	○	
各所水栓	(感染予防) 非接触型(センサー型)の水栓を採用すること	○	○	○	○	
その他	(感染予防) 陰圧機能を備えた静養室等を設置すること ※各居室・宿泊室に設置する場合は満たすものとする	○	○	○	○	
	(防災対策) 非常用自家発電設備を設置すること	○	○	○	○	
	合計	30	20	28	18	0

※一番右の欄に整備予定施設種別を選択し、計画で満たそうとする「望ましい設計例等」にチェックをつけてください。

※チェックした内容について、「望ましい設計例等」を満たしていることを、平面図に図示することなどにより証明してください。

(参考様式)

土地・建物に関する関係機関との事前協議の状況について

土地利用に関して、都市計画法、消防法、地区協定等の各種法令の適用状況及び指導の概要は以下のとおりです。

なお、本書の提出をもって、記載の内容について関係機関等に照会を行うことに同意したものとみなします。

説明日時	相談・協議相手	相談・協議の概要（各種法令の適用状況、指導の内容等）
年 月 日		
今後の説明予定		

建築に関して、建築基準法、消防法等各種法令の適用状況及び関係機関の指導概要は、以下のとおりです。

説明日時	相談・協議相手	相談・協議の概要（各種法令の適用状況、指導の内容等）
年 月 日		
今後の説明予定		

短期収支計画書

法人名： 事業種別：

〇〇〇〇年度

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
介護報酬 計 (利用者負担1～3割分含む)												
利用者負担 (介護報酬自己負担以外) 計												
(利用者負担内訳) 〇〇費												
〇〇費												
その他収入 計												
(その他収入内訳) 〇〇費												
〇〇費												
収入 合計 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費支出												
事務費支出												
うち、業務委託費												
うち、修繕費												
事業費支出												
うち、給食費												
うち、水道光熱費												
支出 合計 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 合計 (3)=(1)-(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還計画												
借入金利息支出 (4)												
借入金元金償還金支出 (5)												
借入金支出額 計 (6)=(4)+(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当月分収支差額 計 (7)=(3)-(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積収支差額 計 (8)=(7)+前月分(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

長期収支計画書

法人名：

事業種別：

(単位：千円)

項目	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度
介護報酬 計 (利用者負担1～3割分含む)										
利用者負担 (介護報酬自己負担以外) 計										
(利用者負担内訳) ○○費										
○○費										
その他収入 計										
(その他収入内訳) ○○費										
○○費										
収入 合計 (1)	0									
人件費支出										
事務費支出										
うち、業務委託費										
うち、修繕費										
事業費支出										
うち、給食費										
うち、水道光熱費										
支出 合計 (2)	0									
収支差額 合計 (3)=(1)-(2)	0									
償還計画										
借入金利息支出 (4)										
借入金元金償還金支出 (5)										
借入金支出額 計 (6)=(4)+(5)	0									
当年度収支差額 計 (7)=(3)-(6)	0									
累積収支差額 計 (8)=(7)+前年度(8)	0									

(1/2)

運転資金 (千円) ((2)×2/12)	0
-------------------------	---

←開設申出書「8.事業計画」(2)短期・長期収支計画における「開設後3年度目における運転資金等の必要見込金額」欄はこの金額以上を確保してください。

長期収支計画書

(単位：千円)

項目	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度
介護報酬 計 (利用者負担1～3割分含む)										
利用者負担 (介護報酬自己負担以外) 計										
(利用者負担内訳) ○○費										
○○費										
その他収入 計										
(その他収入内訳) ○○費										
○○費										
収入 合計 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費支出										
事務費支出										
うち、業務委託費										
うち、修繕費										
事業費支出										
うち、給食費										
うち、水道光熱費										
支出 合計 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 合計 (3)=(1)-(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還計画	借入金利息支出 (4)									
	借入金元金償還金支出 (5)									
	借入金支出額 計 (6)=(4)+(5)	0								
当年度収支差額 計 (7)=(3)-(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積収支差額 計 (8)=(7)+前年度(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2/2)

長期収支計画書

様式5】

法人名： (福)〇〇会

事業種別： 特別養護老人ホーム(ユニット型)

注1

注2

注3

(単位：千円)

項目	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度
介護報酬 計 (利用者負担1~3割分含む)	207,463	289,820	289,820	289,820	289,820	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
利用者負担 (介護報酬自己負担以外) 計	85,162	107,966	107,966	107,966	107,966	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
(利用者負担内訳) 食費										
居室費										
その他収入 計										
(その他収入内訳) 〇〇費										
〇〇費										
収入 合計 (1)	292,625	397,786	397,786	397,786	397,786	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
人件費支出	XXX,XXX	XXX,XXX	258,560	XXX,XXX						
事務費支出	XXX,XXX	XXX,XXX	47,734	XXX,XXX						
うち、業務委託費	XXX,XXX	XXX,XXX	23,469	XXX,XXX						
うち、修繕費	XXX,XXX	XXX,XXX	4,773	XXX,XXX						
事業費支出	XXX,XXX	XXX,XXX	63,645	XXX,XXX						
うち、給食費	XXX,XXX	XXX,XXX	27,447	XXX,XXX						
うち、水道光熱費	XXX,XXX	XXX,XXX	18,298	XXX,XXX						
支出 合計 (2)	XXX,XXX	XXX,XXX	369,939	XXX,XXX						
収支差額 合計 (3)=(1)-(2)	XXX,XXX	XXX,XXX	27,847	XXX,XXX						
償還計画										
借入金利息支出 (4)	XXX,XXX									
借入金元金償還金支出 (5)	XXX,XXX									
借入金支出額 計 (6)=(4)+(5)	XXX,XXX									
当年度収支差額 計 (7)=(3)-(6)	XXX,XXX									
累積収支差額 計 (8)=(7)+前年度(8)	XXX,XXX									

運転資金 (千円)
((2)×2/12)

61,657

←開設申出書「8.事業計画」(2)短期・長期収支計画における「開設後3年度目における運転資金等の必要見込金額」欄はこの金額以上を確保してください。

長期収支計画書 作成上の留意点

(注1) 実施する全ての介護保険事業について、事業別に作成すること。
特別養護老人ホームは、従来型、ユニット型の別を明記すること。

(注2) 20年分(西暦2046年度まで) 記入すること。

(注3) 西暦2029年度を基準年度(満床に近い状態での想定)とする。
(※2か年計画の場合は、2030年度を基準年度とする)

(注4) 利用者負担やその他の収入の内訳を、科目名を追加して記入すること。
見込んだ金額について、別紙(様式自由)により積算根拠を作成すること。

(注5) 西暦2029年度「支出合計(2)」欄の12分の2以上を当該計画に必要な運転資金とする。

開設申出書「8.事業計画」(2)短期・長期収支計画における「開設後3年度目における運転資金等の必要見込金額」はこの金額(2/12か月分)以上とし、かつその金額を自己資金として確保すること。

※3/12か月分以上確保していることが望ましい。

(例) 運転資金	=	(2029年度支出合計)	×	2/12	か月
	=	369,939 千円	×	2/12	か月
	=	<u>61,657 千円</u>			

(注6) 必要に応じて「収入」「支出」「償還計画」の積算根拠を別紙(様式自由)により作成すること。

協力医療機関 同意書

(法人名) 社会福祉法人ケア姫路会 が行う (施設名) 特別養護老人ホームケア姫路 の整備事業計画について、姫路市より介護保険法に基づく指定を受ける場合は、協力医療機関として下記の事項について協力することに同意する。

(同意事項にチェック)

- 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する。
- 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保する。
- 入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保する。

※ (地域密着型) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は不要

(上記のうち、同意に至っていない事項について)

- (経過措置期間である) 令和9年3月31日までに協議を行う。
- 上記同意事項以外は同意しない。(改めて協議を行う予定なし)

令和 年 月 日

医療機関 所在地 姫路市安田四丁目1番地
法人名 (病院名) 医療法人姫路しらさぎ会 (姫路安田しらさぎ病院)
代表者 理事長 白鷺 太郎 印

(代表者の自署があるときは押印不要)

(参考様式)

設置予定地周辺住民（自治会等）への説明経緯について

設置予定地の説明・折衝状況

説明日時	相手方	説明内容及び質疑応答（意見、要望等）
年 月 日	〇〇校区 連合自治会長	
年 月 日	〇〇町 自治会長	
今後の説明予定		

看護小規模多機能型居宅介護事業所への転換
認知症高齢者グループホームの増床
改修等計画書

◎提出書類一覧表 看多機への転換・既存GHの増床

番号	様式	書類名	内容	チェック欄
改修等計画書				<input type="checkbox"/>
●事業者関係				
1	○	経歴書	経歴書（代表者及び管理者、計画作成担当者）【様式1】	<input type="checkbox"/>
2	○	誓約書	（代表者または管理者の変更がある場合） 欠格事項非該当誓約書【様式2】	<input type="checkbox"/>
3		決算書類	決算書類（貸借対照表・損益計算書・財産目録） ※直近3期分 ※社会福祉法人以外は、会計監査人の証明や法人税の申告書別表等を添付。	<input type="checkbox"/>
4		監査・指導状況	既存事業の関係行政庁の監査及び指導状況等 ※令和4～6年度分 ※行政庁からの監査結果通知とそれに対する改善報告書を添付。	<input type="checkbox"/>
●土地関係				
5		住宅地図	住宅地図（縮尺：1/2500程度、A4用紙） （設置予定地が中心となるようにし、赤で囲むこと）	<input type="checkbox"/>
6		周辺環境写真	周辺環境写真（外観などを撮影し、A4用紙に貼付。撮影箇所を別紙住宅地図に示すこと）	<input type="checkbox"/>
7		都市計画図	都市計画図（設置予定地を赤で囲むこと）	<input type="checkbox"/>
8		土地登記簿	土地登記簿謄本（土地履歴事項全部証明書）	<input type="checkbox"/>
9		字限図	字限図（設置予定地を赤で囲むこと）	<input type="checkbox"/>
10		ハザードマップ	ハザードマップ拡大図（設置予定地を赤で囲むこと）	<input type="checkbox"/>
11		現況写真	（※敷地拡大・増築を伴う場合） 現況写真（設置予定地を周囲4方向から撮影し、A4用紙に貼付。方向を別紙住宅地図に示すこと）	<input type="checkbox"/>
12	○	取得見込み	（※敷地拡大・増築を伴う場合のみ）設置予定地の取得見込み 【贈与・売買の場合】 贈与・売買契約書、所有権移転登記確約書、抵当権抹消確約書 【貸借・無償貸与の場合】 貸借・無償貸与予約書、抵当権抹消確約書	<input type="checkbox"/>
●建物関係				
13		配置図	設置予定地内配置図（縮尺：1/200） ※A3用紙でも収まらない場合のみ、縮小すること	<input type="checkbox"/>
14		平面図	各階平面図（縮尺：1/200） ※A3用紙でも収まらない場合のみ、縮小すること	<input type="checkbox"/>
15		既存建物写真	（※既存建物を利用した増床の場合のみ） 予定部屋の現況写真	<input type="checkbox"/>
16		建物登記簿	建物登記簿謄本（建物履歴事項全部証明書）	<input type="checkbox"/>
17		工程表	転換・増床にかかる整備スケジュール・工程表	<input type="checkbox"/>
18	○	事前協議状況	（※敷地拡大・増築を伴う場合） 土地・建物に係る関係機関との事前協議の状況【参考様式】	<input type="checkbox"/>

番号	様式	書類名	内容	チェック欄
●資金関係				
19		法人名義預金残高証明書	(※自己資金がある場合) 法人名義の預金残高証明書等 (R7.4.1付、R7.10.1付の2種類)	<input type="checkbox"/>
20		寄付預金残高証明書	(※寄付がある場合) 寄付の確約書、 寄付予定者の預金残高証明書等 (R7.4.1付、R7.10.1付の2種類)	<input type="checkbox"/>
21		金融機関等確約書	(※借入を行う場合) 金融機関等の確約書等	<input type="checkbox"/>
22		償還計画表	(※借入を行う場合) 借入金の償還計画表	<input type="checkbox"/>
23	○	収支計画書	短期(12ヶ月)【様式4】および長期(20年)【様式5】の収支計画書	<input type="checkbox"/>
24		備品等内訳書	備品購入費および開設準備経費の内訳書	<input type="checkbox"/>
●その他				
25		人員確保スケジュール	人員確保の具体的スケジュールを記載した書面(想定新規雇用人数および介護資格所持状況等を記したもの)	<input type="checkbox"/>
26		職員研修スケジュール	職員研修の具体的スケジュールを記載した書面(開設前および開設後1年間のもの)	<input type="checkbox"/>
27		職員研修実績	職員研修の実績がわかる書類(令和6年度実績)	<input type="checkbox"/>
28	○	住民説明経緯	(※別棟を建設・改修する場合のみ) 設置予定地周辺住民(自治会等)への説明経緯【参考様式】	<input type="checkbox"/>
29		住民同意書	(※別棟を建設・改修する場合のみ) 周辺住民(自治会等)同意書等	<input type="checkbox"/>

【ファイルの場合】

- ※ 1冊ずつファイリングし、ファイルの表紙と背面に『令和8年度〇〇事業所改修等計画書』、圏域名、小学校区名及び法人名を記入して下さい。
- ※ 提出書類一覧表を先頭に綴じて下さい。
- ※ 添付されている資料はチェック欄にチェックして下さい。
- ※ 提出書類一覧表の上から順に綴じて、項目番号のインデックスを付けて下さい。
- ※ 提出書類は、原則A4用紙で準備してください(ただし、図面等はA3用紙に収まる縮尺とする)。

【CD-ROMの場合】

- ※ 表面に『令和8年度〇〇事業所改修等計画書』、圏域名、小学校区名及び法人名を記入又は貼付して下さい。
- ※ 提出書類一覧表の番号ごとにフォルダを作成し、ファイルに綴じた書類等をPDF化したものを格納してください。なおフォルダ名について、改修等計画書は「0_改修等計画書」とし、それ以外は上記の「(番号)_(書類名)」としてください。
- ※ 提出書類一覧表のみ、チェック欄にチェックし、PDF化したものをそのまま格納してください。(フォルダは不要)

{ 看護小規模多機能型居宅介護事業所への転換
 認知症高齢者グループホームの増床 }

改修等計画書

(該当するものに○をつけてください)

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市長

ふりがな
 申出者 法人名 _____

代 表 者 _____

所 在 地 〒 _____

電話番号 _____

1. 小多機から看多機に転換しようとする(グループホームの増床をしようとする) 動機・熱意及び転換後の事業運営の基本方針について

転換・増床しようとする動機・熱意
転換・増床後の事業運営の基本方針(既存サービスや既存施設で対応できなかったニーズについての考え方など)

2. 法人の状況

(1) 概要

法人名	
主たる事務所の所在地	
法人の種別	
定款に掲げる主な事業	

※法人の決算書を直近3期分添付し、社会福祉法人以外は、会計監査人の証明や、法人税の申告書別表様式等、内容を証明できる資料を添付してください。(別紙3)

※既存事業への関係行政庁の監査及び指導状況等について、令和4～6年度の資料(監査結果通知と改善報告書)を添付してください。(別紙4)

(2) 代表者

氏名		生年月日	年 月 日
住所			
職業			

※経歴書を添付してください。(別紙1【様式1】)

※転換・増床に際して代表者または管理者の変更がある場合は、欠格事項非該当誓約書を添付してください。(別紙2【様式2】)

(3) 管理者

氏名	
住所	
生年月日	
職業 (現在の勤務先等)	
氏名	
住所	
生年月日	
職業 (現在の勤務先等)	

※経歴書を添付してください。(別紙1【様式1】)

※グループホームにおいて2ユニットを1名が兼務する場合は1名分記載してください。

※管理者については休職・退職といったやむを得ない場合を除き、開設前の変更は認めません。さらに開設後も最低1年間は管理者としての職務を全うし、退任する場合は十分な引き継ぎを行ってください。

(4) 計画作成担当者

氏名	
住所	
生年月日	
職 業 (現在の勤務先等)	
氏名	
住所	
生年月日	
職 業 (現在の勤務先等)	

※経歴書を添付してください。(別紙1【様式1】)

※グループホームにおいて、ユニットごとに計画作成担当者を配置する場合は、それぞれ記載してください。

(5) 役員名簿

役職・氏名・生年月日		年 月 日
住 所		
役職・氏名・生年月日		年 月 日
住 所		
役職・氏名・生年月日		年 月 日
住 所		
役職・氏名・生年月日		年 月 日
住 所		

※必要に応じて適宜行を追加してください。

(6) 担当者氏名

氏 名		
事務所の所在地		
申出者の連絡先	電話	F A X
	E-mail	

法人以外の 所有の場合	<input type="checkbox"/> 所有者から取得予定 <input type="checkbox"/> 所有者との賃貸借・使用貸借契約を締結予定(約 年間) <input type="checkbox"/> その他()
建ぺい率	%
容 積 率	%

※予定地の現況が分かる写真をA4用紙に添付すること。(別紙11、予定地を赤で囲む)

※法人以外の所有の場合、状況に応じて別紙12を添付してください。

※抵当権、根抵当権が設定されている場合は、抵当権者の抹消確約書(別紙12)を添付してください。

4. 事業所の形態について

事業所	<input type="checkbox"/> 看護小規模多機能	<input type="checkbox"/> グループホーム
転換・転換後 開設予定日	令和 年 月 日	
現在の 施設定員	定員 人 (通所 人、宿泊 人)	定員 人 (ユニット)
現在の 要介護度別割合 (R6.10.1現在)	1 要支援 1 人 2 要支援 2 人 3 要介護 1 人 4 要介護 2 人	5 要介護 3 人 6 要介護 4 人 7 要介護 5 人 計 人
転換・増床後の 施設定員	定員 人 (通所 人、宿泊 人)	定員 人 (ユニット)
転換・増床後の 要介護度別割合 (見込み)	1 要介護 1 人程度 2 要介護 2 人程度 3 要介護 3 人程度 4 要介護 4 人程度 5 要介護 5 人程度 計 人程度	1 要支援 2 人程度 2 要介護 1 人程度 3 要介護 2 人程度 4 要介護 3 人程度 5 要介護 4 人程度 6 要介護 5 人程度 計 人程度
併設事業所	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()	
建物の構造	建物の構造 延べ床面積	造り m ² 階建て
居室・宿泊室 ※内法面積	合計	m ² (1名当り平均 m ²)

居間及び食堂 ※内法面積	合計	m ² (1名当り平均	m ²)
-----------------	----	------------------------	------------------

※配置図及び平面図（別紙13・14、ともに縮尺200分の1を厳守）を添付してください。ただし、A3用紙に収まらない場合は縮小すること。

※平面図は施設種別、専用部分、共用部分に応じて色分けして下さい。また、必要と思われる設備・備品（浴槽、洗面台、便器、ベッド、食卓、キッチンなど）の位置・方向についても、詳細に記載してください。

※既存建物の現況がわかる写真（別紙15）をA4用紙に添付し、必要に応じて別紙16を添付してください。

※開設に至る整備スケジュール・工程表（別紙17）を添付してください。

※（敷地拡大・増築を伴う場合）土地・建物にかかる関係機関との事前協議が必要な場合は、その状況について別紙18【参考様式】を添付してください。

※（別棟を建設・改修する場合）設置予定地の周辺住民（自治会等）への説明を行い、その経緯について別紙28【参考様式】を添付してください。

その結果同意が得られた場合は別紙29として添付してください。

5. 事業計画（この様式によりがたい場合は独自作成も可能です。）

（1）資金計画（転換・増床に伴う費用が発生しない場合は記入不要）

整備事業費		資金計画	
用地取得費	千円	①補助金	0千円
用地造成費	千円	自己資金 ※イ	千円
④建設工事費	千円	寄附金 ※ウ	千円
⑤備品購入費および 開設準備経費 ※ア	千円	福利医療機構 借入金	千円
⑥設計監理費	千円	民間等借入金	千円
		その他（ ）	千円
合計	千円	合計	千円

※ アについては、備品購入費および開設準備経費の内訳を添付してください。（別紙24）

※ イについては法人の「R7.4.1付」および「R7.10.1付」の2種類の預金残高証明書を添付してください。（別紙19）

※ ウについては寄附予定者の「R7.4.1付」および「R7.10.1付」の2種類の預金残高証明書を添付してください。（別紙20）

※ 全ての借入金や寄附金について確約書等があれば添付してください。（別紙20、21）

（2）短期・長期収支計画

事業収支計画	<p>① 短期収支計画書（1月ごと12ヶ月間）【様式4】</p> <p>② 長期収支計画書（1年ごと20年間）【様式5】</p> <p>※ 別紙23として作成してください。</p> <p>※ 借入金の償還計画書を添付してください。（別紙22）</p>
--------	---

転換・増床後 3年度目に おける運転資金等の 必要見込金額	_____千円…④ (年度事業費支出の12分の____以上)に相当) ※ 別紙23【様式5】の長期収支計画書の3年度目の金額と 整合性を保ってください。
寄附予定者 (整備資金)	(氏名) (法人との関係) (寄附予定額) _____千円
	_____千円
	合計 _____千円
寄附予定者 (運転資金)	(氏名) (法人との関係) (寄附予定額) _____千円
	_____千円
	合計 _____千円
※次の「④及び④に相当する金額以上を現に有していること」を自己資金及び寄附金の預 金残高証明書 (R7.10.1付) をもって証明してください。	
(1) 資金計画より	(2) 短期・長期資金計画より
④+④+④ = _____千円…④ ④-④ = _____千円…④ ④×2割 = _____千円…④	④ = _____千円
よって、④+④ = _____千円 < 預金残高証明書 (自己資金+寄附金) (注) 「(1) 資金計画」内の「自己資金 (※イ)」欄及び「寄附金 (※ウ)」欄の合計が ④に相当する額以上となるような計画にする必要があります。	

6. 転換・増床後の人員配置 (予定を含む)

事業所	<input type="checkbox"/> 看護小規模多機能	<input type="checkbox"/> グループホーム
管理者 (常勤)	専従・兼務 (兼務する職種 _____)	
介護支援専門員 (計画作成担当者)	(1) 常勤 _____人・非常勤 _____人 (常勤換算 _____人) (2) 専従・兼務 (兼務する職種 _____)	
介護職員	(1) 常勤 _____人・非常勤 _____人 (常勤換算 _____人) (2) 介護福祉士 _____人、訪問介護員 _____人 その他 _____人	
看護師又は准看護師 ※グループホームは 必須でない	(1) 常勤 _____人・非常勤 _____人 (常勤換算 _____人) (2) 専従・兼務 (兼務する職種 _____)	

7. 介護報酬以外に徴収する費用について

金額変更の予定があれば、変更前と変更後が分かるように記入してください。

事業所	変更前	→	変更後
宿泊に要する 費用・居住費	円/日	→	円/日
食費・食材料費	円/日	→	円/日
敷金等	円/日	→	円/日
その他： (〇〇〇)費	円/日	→	円/日
その他： (△△△)費	円/日	→	円/日
その他： (□□□)費	円/日	→	円/日
<算出内訳>			

※全ての費用は、消費税の増税ややむを得ない事情がある場合を除き、原則として転換・増床日から5年間については、変更不可能とします。

※算出内訳については詳細に記入してください。その他の徴収費用については行を追加するなどして、全て記載してください。必要に応じて単位（月・回）の変更も可能です。

8. 利用者・家族・地域との交流

利用者・家族・地域との交流に関する取り組みについて記入してください。

利用者・家族との交流に関する取り組みについて
地域との交流に関する取り組みについて

9. 姫路市・地域包括支援センターとの連携・情報提供

姫路市や地域包括支援センターとの連携・情報提供に関する取り組みについて記入してください。

10. 医療機関等との連携

他の介護・福祉・医療サービスや主治医等との連携について、記入してください。

※令和6年度介護報酬改定により規定された事項を踏まえた内容とすること。

11. 既存小規模多機能の利用者の処遇について（増床は記入不要）

事業所の転換にかかる既存事業所の利用者に対する説明方法について

要支援者や医療サービスを必要としない利用者の受け皿の確保について

12. 人員確保・職員研修等について

※令和6年4月1日から義務化された各事項を踏まえた内容とすること。

人員確保、職員研修等の取り組み

※人員確保の具体的スケジュールを記載した書面を添付してください。(別紙25)

※職員研修の具体的スケジュールを記載した書面を添付してください。(別紙26)

また、令和6年度に実施した職員研修の実施実績を添付してください。(別紙27)

13. 防災対策について

非常災害対策に関する取り組みについて、記入してください。

(消防設備等の防災対策、避難訓練の実施、非常災害に関する具体的計画など)

※令和6年4月1日から義務化された各事項を踏まえた内容とすること。

※予定地が災害イエローゾーンに含まれる場合は、それを踏まえた内容とすること。

代表者 管理者（予定者） 計画作成担当者
経 歴 書

事業所又は施設の名称			
カナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	(郵便番号 -)		
電話番号			
主な職歴、社会福祉・地域代表関係活動歴など			
年 月 ~ 年 月	勤 務 先、 肩 書 等	職 務 内 容	
職務に関連する資格			
資格の種類		資格取得年月	
備考（研修等の受講の状況等）			
<input type="radio"/> 認知症対応型サービス事業開設者研修 <input type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 受講予定（ 年 月頃） <input type="radio"/> 認知症介護実践研修（実践者研修） <input type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 受講予定（ 年 月頃） <input type="radio"/> 認知症対応型サービス事業管理者研修 <input type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 受講予定（ 年 月頃） <input type="radio"/> 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 <input type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 受講予定（ 年 月頃）			
※過去のみなし研修を受講している場合はその旨記入してください。			
(その他)			

- 備考 1 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。
2 資格を証明する書類の写しを添付してください。
3 研修受講済の場合は、修了証等の写しを添付してください。
4 管理者が管理する事業所・施設が複数ある場合は「事業所または施設の名称」欄を
適宜拡張して、その全てを記入してください。

欠格事項非該当誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 姫 路 市 長

申出者 住 所

法 人 名

代表者 (予定者)

代表者 (予定者)、役員及び施設長 (管理者) 予定者等が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【社会福祉法の欠格事項該当者】 ※社会福祉法人のみ

(参考: 社会福祉法第 44 条第 1 項)

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

(参考: 社会福祉法第 40 条第 1 項)

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第二百二十八条第一号二及び第三号において「暴力団員等」という。)

【介護保険法第 78 条の 2 第 4 項の欠格事項該当者】

(参考: 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項)

4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。))に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

四の二 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該

処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

- 六 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の三 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号

の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

【姫路市暴力団排除条例第2条の暴力団及び暴力団員並びこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者】

(参考：姫路市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(参考様式)

土地・建物に関する関係機関との事前協議の状況について

土地利用に関して、都市計画法、消防法、地区協定等の各種法令の適用状況及び指導の概要は以下のとおりです。

なお、本書の提出をもって、記載の内容について関係機関等に照会を行うことに同意したものとみなします。

説明日時	相談・協議相手	相談・協議の概要（各種法令の適用状況、指導の内容等）
年 月 日		
今後の説明予定		

建築に関して、建築基準法、消防法等各種法令の適用状況及び関係機関の指導概要は、以下のとおりです。

説明日時	相談・協議相手	相談・協議の概要（各種法令の適用状況、指導の内容等）
年 月 日		
今後の説明予定		

短期収支計画書

法人名： 事業種別：

〇〇〇〇年度

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
介護報酬 計 (利用者負担1~3割分含む)												
利用者負担 (介護報酬自己負担以外) 計												
(利用者負担内訳) 〇〇費												
〇〇費												
その他収入 計												
(その他収入内訳) 〇〇費												
〇〇費												
収入 合計 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費支出												
事務費支出												
うち、業務委託費												
うち、修繕費												
事業費支出												
うち、給食費												
うち、水道光熱費												
支出 合計 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 合計 (3)=(1)-(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還計画												
借入金利息支出 (4)												
借入金元金償還金支出 (5)												
借入金支出額 計 (6)=(4)+(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当月分収支差額 計 (7)=(3)-(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積収支差額 計 (8)=(7)+前月分(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

長期収支計画書

法人名：

事業種別：

(単位：千円)

項目	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度
介護報酬 計 (利用者負担1～3割分含む)										
利用者負担 (介護報酬自己負担以外) 計										
(利用者負担内訳) ○○費										
○○費										
その他収入 計										
(その他収入内訳) ○○費										
○○費										
収入 合計 (1)	0									
人件費支出										
事務費支出										
うち、業務委託費										
うち、修繕費										
事業費支出										
うち、給食費										
うち、水道光熱費										
支出 合計 (2)	0									
収支差額 合計 (3)=(1)-(2)	0									
償還計画										
借入金利息支出 (4)										
借入金元金償還金支出 (5)										
借入金支出額 計 (6)=(4)+(5)	0									
当年度収支差額 計 (7)=(3)-(6)	0									
累積収支差額 計 (8)=(7)+前年度(8)	0									

(1/2)

運転資金 (千円) ((2)×2/12)	0
-------------------------	---

←開設申出書「8.事業計画」(2)短期・長期収支計画における「開設後3年度目における運転資金等の必要見込金額」欄はこの金額以上を確保してください。

長期収支計画書

(単位：千円)

項目	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度
介護報酬 計 (利用者負担1～3割分含む)										
利用者負担 (介護報酬自己負担以外) 計										
(利用者負担内訳) ○○費										
○○費										
その他収入 計										
(その他収入内訳) ○○費										
○○費										
収入 合計 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費支出										
事務費支出										
うち、業務委託費										
うち、修繕費										
事業費支出										
うち、給食費										
うち、水道光熱費										
支出 合計 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 合計 (3)=(1)-(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還計画	借入金利息支出 (4)									
	借入金元金償還金支出 (5)									
	借入金支出額 計 (6)=(4)+(5)	0								
当年度収支差額 計 (7)=(3)-(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積収支差額 計 (8)=(7)+前年度(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2/2)

長期収支計画書

様式5】

法人名： (福)〇〇会

事業種別： 特別養護老人ホーム(ユニット型)

注1

注2

注3

(単位：千円)

項目	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度
介護報酬 計 (利用者負担1~3割分含む)	207,463	289,820	289,820	289,820	289,820	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
利用者負担 (介護報酬自己負担以外) 計	85,162	107,966	107,966	107,966	107,966	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
(利用者負担内訳) 食費										
居室費										
その他収入 計										
(その他収入内訳) 〇〇費										
〇〇費										
収入 合計 (1)	292,625	397,786	397,786	397,786	397,786	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
人件費支出	XXX,XXX	XXX,XXX	258,560	XXX,XXX						
事務費支出	XXX,XXX	XXX,XXX	47,734	XXX,XXX						
うち、業務委託費	XXX,XXX	XXX,XXX	23,469	XXX,XXX						
うち、修繕費	XXX,XXX	XXX,XXX	4,773	XXX,XXX						
事業費支出	XXX,XXX	XXX,XXX	63,645	XXX,XXX						
うち、給食費	XXX,XXX	XXX,XXX	27,447	XXX,XXX						
うち、水道光熱費	XXX,XXX	XXX,XXX	18,298	XXX,XXX						
支出 合計 (2)	XXX,XXX	XXX,XXX	369,939	XXX,XXX						
収支差額 合計 (3)=(1)-(2)	XXX,XXX	XXX,XXX	27,847	XXX,XXX						
償還計画										
借入金利息支出 (4)	XXX,XXX									
借入金元金償還金支出 (5)	XXX,XXX									
借入金支出額 計 (6)=(4)+(5)	XXX,XXX									
当年度収支差額 計 (7)=(3)-(6)	XXX,XXX									
累積収支差額 計 (8)=(7)+前年度(8)	XXX,XXX									

運転資金(千円)
((2)×2/12)

61,657

←開設申出書「8.事業計画」(2)短期・長期収支計画における「開設後3年度目における運転資金等の必要見込金額」欄はこの金額以上を確保してください。

長期収支計画書 作成上の留意点

(注1) 実施する全ての介護保険事業について、事業別に作成すること。
特別養護老人ホームは、従来型、ユニット型の別を明記すること。

(注2) 20年分(西暦2046年度まで) 記入すること。

(注3) 西暦2029年度を基準年度(満床に近い状態での想定)とする。
(※2か年計画の場合は、2030年度を基準年度とする)

(注4) 利用者負担やその他の収入の内訳を、科目名を追加して記入すること。
見込んだ金額について、別紙(様式自由)により積算根拠を作成すること。

(注5) 西暦2029年度「支出合計(2)」欄の12分の2以上を当該計画に必要な運転資金とする。

開設申出書「8.事業計画」(2)短期・長期収支計画における「開設後3年度目における運転資金等の必要見込金額」はこの金額(2/12か月分)以上とし、かつその金額を自己資金として確保すること。

※3/12か月分以上確保していることが望ましい。

(例) 運転資金	=	(2029年度支出合計)	×	2/12	か月
	=	369,939 千円	×	2/12	か月
	=	<u>61,657 千円</u>			

(注6) 必要に応じて「収入」「支出」「償還計画」の積算根拠を別紙(様式自由)により作成すること。

(参考様式)

設置予定地周辺住民（自治会等）への説明経緯について

設置予定地の説明・折衝状況

説明日時	相手方	説明内容及び質疑応答（意見、要望等）
年 月 日	〇〇校区 連合自治会長	
年 月 日	〇〇町 自治会長	
今後の説明予定		

(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所
審査基準

令和8年度小規模多機能型居宅介護事業所整備 審査基準

大項目	No.	小項目	内容説明
事業主体の 適格性	1	開設の動機、熱意(運営理念)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険、地域密着型サービス、看護小規模多機能型居宅介護についての深い知識と十分な理解がある。 ・介護サービス事業の中で、看護小規模多機能型居宅介護事業を選んだ理由を的確に語る事ができる。 ・代表者から意見、考えが示されること。
	2	事業運営の基本方針が適正か	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方と今後の展望についての考え方や具体的な運営方針が適切である。 ・食事の提供方法および形態や、多様な活動について具体的に計画している。 ・通い、泊まり、訪問の頻度や利用方法について具体的に計画している。
	3	家族・地域との交流、他の介護、医療、福祉サービス事業者や姫路市・地域包括支援センターとの連携を具体的に計画しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、地域との交流について具体的に計画している。 ・家族、地域との交流とケアとの相関に十分な理解がある。 ・協力医療機関、歯科、バックアップ施設等との連携内容について具体的に計画している。 ・姫路市、地域包括支援センターとの連携・情報提供について具体的に計画している。
	4	代表者及び管理者(予定者)は適格性を欠く者でないか	<p>(代表者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適格者でないこと。 ・特別養護老人ホーム等の従業者または訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること、または保健医療サービスまたは福祉サービス事業の経営に携わった経験を有する者であること。 ・「認知症対応型サービス事業開設者研修」を受講済であること。 ・代表者としての資質が十分であること。 ・(介護事業に対する知識や経験、介護資格の所持、代表者としての運営実績など) <p>(管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム等の従業者または訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること。 ・「認知症対応型サービス事業管理者研修」を受講済であること。 ・管理者としての資質が十分であること。 ・(介護事業に対する知識や経験、介護資格の所持、管理者としての勤務実績など)
	5	既存法人の運営状況が良好であるか。新設法人の場合は当事業についての知識及び理解を有しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・監査指摘事項に対する改善は適正か。公平性、公正性が確保されている等、整備事業者としてふさわしい者か、過去の事業実績や整備実績の優劣を評価する。 ・市外の法人は姫路市進出の動機等を確認する。 ・新設法人の場合、設立する必然性が申出者の説明により了解できること。
	6	法人の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の所在地は、姫路市または姫路市周辺にあることが望ましい。 ・利用するに際して、介護保険関係法令以外に制限する規制等はないか。
用地確保	7	用地の確保は確実であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建設までに現在の利用者の立ち退き(所有権移転登記等)が見込めるものでなければならない。 ・用地の購入が予定されている場合は、具体的な購入予定価格が適切であるか。
	8	当該用地に施設を建築することに問題はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法、建築基準法、文化財保護法上の問題など、建築に支障が出ることが予想されることはないか。 ・災害危険地域及び都市計画道路等の予定地に該当しないか。 ・既存建物を利用する場合は、継続的な使用が担保されているか。
	9	用地の使用形態は施設の安定運営を望めるものか	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる安定運営が見込めるよう、用地は自己所有が望ましいが、賃貸の場合は、地主等と確約ができ、継続的な使用が担保されている。 ・借地料は低額が望ましい。

大項目	No.	小項目	内容説明
資金計画	10	整備資金調達の方法が確実かつ適正であるか	建築資金計画に不安要素があってはならない。 (総事業費から補助金額を除いた金額の2割以上を自己資金(寄付金含む)として確保すること。)
	11	開設後の運転資金が確保されているか	(新設法人) ・開設後3年度目(ほぼ満員を想定)の年間事業費支出の12分の2を自己資金(寄付金含む)で確保すること。12分の3以上確保することが望ましい。 (既設法人) ・財政状況が健全であること。 ・開設後3年度目(ほぼ満員を想定)の年間事業費支出の12分の2を自己資金(寄付金含む)で確保すること。12分の3以上確保することが望ましい。
事業運営	12	長期的かつ安定的な事業運営が見込まれるか	・資金(償還)計画が適切であること。収入見込みが過大となっていないこと。 ・将来の大規模改修に対応できる計画となっていること。
	13	必要な人員確保の計画が立っているか	・既存事業からの異動が多い。 ・人員確保、職員研修等の計画が明確に示されること。 ・看護職員、介護支援専門員(計画作成担当者)が常勤に近い。 ・介護職員は有資格者(介護福祉士、訪問介護員等)の採用を見込んでいる。
	14	利用者等へ必要な情報提供が行われるか	・財務諸表の公開やサービス内容をわかりやすく表示する等適切な情報提供が図られることが望ましい。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	15	サービスの質の向上策が明確であるか	・自己・外部評価の内容の公表により良質なサービス提供に向けた取り組みが示されることが望ましい。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	16	利用者等の苦情解決の仕組みが確立されるか	・苦情解決体制についての考えが示されること。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	17	利用者の権利擁護に対する取り組みはされているか	・相談体制や身体拘束を行わない取り組み、または虐待防止策が示されること。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	18	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策はなされているか	・具体的取り組みについて示されることが望ましい。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	19	利用者から徴収する宿泊に要する経費は高額でないか	特養基準額(2,066円/日)と比較し、高額でないか。
	20	利用者から徴収する食費は高額でないか	特養基準額(1,445円/日)と比較し、高額でないか。

大項目	No.	小項目	内容説明
建設条件	21	補助内示後、早期の工事着手及び竣工が可能か	・給水、排水、地元住民とのトラブル、その他支障となる案件がないこと。
	22	施設の規模及び形状は適正か	・定員等の施設の内容から敷地、建物の規模、形状を判断する。 ・利用者の面会者用の駐車場が確保されていることが望ましい。
	23	施設の安全確保は図られているか	・バリアフリーに配慮されたものであること。 ・防災対策・非常災害対策について具体的に計画されている。 ・民家等の既設建物改修型の事業所については特に防災対策について計画されている。
	24	事業所の形態について	・居間及び食堂等については十分な広さが確保されている。 ・玄関まわりや共用の生活空間が、家庭的な雰囲気づくりに配慮をした計画となっている。 ・安全性やプライバシー、処遇に配慮した構造となっている。 ・地域交流用の会議室、または多目的な空間がある。
	25	募集要項で示された「望ましい設計例」となっているか	・募集要項で示された「望ましい設計例」の内容に沿ったものであるか。
立地条件	27	距離的に同種の事業所と近接していないか	近隣に同種の施設がないことだけでなく、偏在とならないものであること。
	28	施設は公道に面しているか	・公道に面していることが望ましい。 ・公道まで私道を通じ接している場合はその利用が担保されている必要がある。
	29	施設周辺の環境に問題はないか	騒音、日照等の住環境が利用者の生活に好ましいものであること。
	30	施設は住宅地から離れていないか	地域から孤立した施設であってはならず、外出しやすい環境が整っていること。
	31	施設への交通の便は良いか	駅やバス停が近くにあるなど利便性が確保されていること。
その他	32	事業所連絡会について	事業所連絡会（姫路市小規模多機能型居宅介護事業所連絡会）への加入を計画している。
	33	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設しているか	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を募集している生活圏域に同事業所を併設する場合、整備を優先する。
	34	その他、法人独自の取組みがあるか	その他、独自の社会福祉施策など公益性の高い取組みを考えているか。

令和8年度看護小規模多機能型居宅介護事業所整備 審査基準

大項目	No.	小項目	内容説明
事業主体の 適格性	1	開設の動機、熱意(運営理念)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険、地域密着型サービス、看護小規模多機能型居宅介護についての深い知識と十分な理解がある。 ・介護サービス事業の中で、看護小規模多機能型居宅介護事業を選んだ理由を的確に語る事ができる。 ・代表者から意見、考えが示されること。
	2	事業運営の基本方針が適正か	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方と今後の展望についての考え方や具体的な運営方針が適切である。 ・食事の提供方法および形態や、多様な活動について具体的に計画している。 ・通い、泊まり、訪問の頻度や利用方法について具体的に計画している。
	3	家族・地域との交流、他の介護、医療、福祉サービス事業者や姫路市・地域包括支援センターとの連携を具体的に計画しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、地域との交流について具体的に計画している。 ・家族、地域との交流とケアとの相関に十分な理解がある。 ・協力医療機関、歯科、バックアップ施設等との連携内容について具体的に計画している。 ・姫路市、地域包括支援センターとの連携・情報提供について具体的に計画している。
	4	代表者及び管理者(予定者)は適格性を欠く者でないか	<p>(代表者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適格者でないこと。 ・特別養護老人ホーム等の従業者または訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること、または保健医療サービスまたは福祉サービス事業の経営に携わった経験を有する者であること。 ・「認知症対応型サービス事業開設者研修」を受講済であること。 ・代表者としての資質が十分であること。 <p>(介護事業に対する知識や経験、介護資格の所持、代表者としての運営実績など)</p> <p>(管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム等の従業者または訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること。 ・「認知症対応型サービス事業管理者研修」を受講済であること。 ・管理者としての資質が十分であること。 <p>(介護事業に対する知識や経験、介護資格の所持、管理者としての勤務実績など)</p>
	5	既存法人の運営状況が良好であるか。新設法人の場合は当事業についての知識及び理解を有しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・監査指摘事項に対する改善は適正か。公平性、公正性が確保されている等、整備事業者としてふさわしい者か、過去の事業実績や整備実績の優劣を評価する。 ・市外の法人は姫路市進出の動機等を確認する。 ・新設法人の場合、設立する必然性が申出者の説明により了解できること。
	6	法人の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の所在地は、姫路市または姫路市周辺にあることが望ましい。 ・利用するに際して、介護保険関係法令以外に制限する規制等はないか。
用地確保	7	用地の確保は確実であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建設までに現在の利用者の立ち退き(所有権移転登記等)が見込めるものでなければならない。 ・用地の購入が予定されている場合は、具体的な購入予定価格が適切であるか。
	8	当該用地に施設を建築することに問題はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法、建築基準法、文化財保護法上の問題など、建築に支障が出ることが予想されることはないか。 ・災害危険地域及び都市計画道路等の予定地に該当しないか。 ・既存建物を利用する場合は、継続的な使用が担保されているか。
	9	用地の使用形態は施設の安定運営を望めるものか	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる安定運営が見込めるよう、用地は自己所有が望ましいが、賃貸の場合は、地主等と確約ができ、継続的な使用が担保されている。 ・借地料は低額が望ましい。

大項目	No.	小項目	内容説明
資金計画	10	整備資金調達の方法が確実かつ適正であるか	建築資金計画に不安要素があってはならない。 (総事業費から補助金額を除いた金額の2割以上を自己資金(寄付金含む)として確保すること。)
	11	開設後の運転資金が確保されているか	(新設法人) ・開設後3年度目(ほぼ満員を想定)の年間事業費支出の12分の2を自己資金(寄付金含む)で確保すること。12分の3以上確保することが望ましい。 (既設法人) ・財政状況が健全であること。 ・開設後3年度目(ほぼ満員を想定)の年間事業費支出の12分の2を自己資金(寄付金含む)で確保すること。12分の3以上確保することが望ましい。
事業運営	12	長期的かつ安定的な事業運営が見込まれるか	・資金(償還)計画が適切であること。収入見込みが過大となっていないこと。 ・将来の大規模改修に対応できる計画となっていること。
	13	必要な人員確保の計画が立っているか	・既存事業からの異動が多い。 ・人員確保、職員研修等の計画が明確に示されること。 ・看護職員、介護支援専門員(計画作成担当者)が常勤に近い。 ・介護職員は有資格者(介護福祉士、訪問介護員等)の採用を見込んでいる。
	14	利用者等へ必要な情報提供が行われるか	・財務諸表の公開やサービス内容をわかりやすく表示する等適切な情報提供が図られることが望ましい。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	15	サービスの質の向上策が明確であるか	・自己・外部評価の内容の公表により良質なサービス提供に向けた取り組みが示されることが望ましい。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	16	利用者等の苦情解決の仕組みが確立されるか	・苦情解決体制についての考えが示されること。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	17	利用者の権利擁護に対する取り組みはされているか	・相談体制や身体拘束を行わない取り組み、または虐待防止策が示されること。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	18	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策はなされているか	・具体的取り組みについて示されることが望ましい。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	19	利用者から徴収する宿泊に要する経費は高額でないか	特養基準額(2,066円/日)と比較し、高額でないか。
	20	利用者から徴収する食費は高額でないか	特養基準額(1,445円/日)と比較し、高額でないか。

大項目	No.	小項目	内容説明
建設条件	21	補助内示後、早期の工事着手及び竣工が可能か	・給水、排水、地元住民とのトラブル、その他支障となる案件がないこと。
	22	施設の規模及び形状は適正か	・定員等の施設の内容から敷地、建物の規模、形状を判断する。 ・利用者の面会者用の駐車場が確保されていることが望ましい。
	23	施設の安全確保は図られているか	・バリアフリーに配慮されたものであること。 ・防災対策・非常災害対策について具体的に計画されている。 ・民家等の既設建物改修型の事業所については特に防災対策について計画されている。
	24	事業所の形態について	・居間及び食堂等については十分な広さが確保されている。 ・玄関まわりや共用の生活空間が、家庭的な雰囲気づくりに配慮をした計画となっている。 ・安全性やプライバシー、処遇に配慮した構造となっている。 ・地域交流用の会議室、または多目的な空間がある。
	25	募集要項で示された「望ましい設計例」となっているか	・募集要項で示された「望ましい設計例」の内容に沿ったものであるか。
立地条件	26	生活圏域ごとの整備状況から、整備を優先すべき生活圏域であるか	整備が遅れている生活圏域を優先すること。
	27	整備予定地は独居高齢者数が多い校区、または独居高齢者の割合が多い校区か	整備予定地が令和5年度高齢者実態調査における、独居高齢者数の多い上位5校区、または独居率が高い上位5校区に属しているか 対象校区：英賀保、荒川、八幡、高岡、白浜、野里、城東、船場
	28	距離的に同種の事業所と近接していないか	近隣に同種の施設がないことだけでなく、偏在とならないものであること。
	29	施設は公道に面しているか	・公道に面していることが望ましい。 ・公道まで私道を通じ接している場合はその利用が担保されている必要がある。
	30	施設周辺の環境に問題はないか	騒音、日照等の住環境が利用者の生活に好ましいものであること。
	31	施設は住宅地から離れていないか	地域から孤立した施設であってはならず、外出しやすい環境が整っていること。
	32	施設への交通の便は良いか	駅やバス停が近くにあるなど利便性が確保されていること。
その他	33	事業所連絡会について	事業所連絡会（姫路市小規模多機能型居宅介護事業所連絡会）への加入を計画している。
	34	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設しているか	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を募集している生活圏域に同事業所を併設する場合、整備を優先する。
	35	その他、法人独自の取組みがあるか	その他、独自の社会福祉施策など公益性の高い取組みを考えているか。

認知症高齢者グループホーム 審査基準

令和8年度認知症高齢者グループホーム整備 審査基準

大項目	No.	小項目	内容説明
事業主体の 適格性	1	開設の動機、熱意(運営理念)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険、地域密着型サービス、認知症対応型共同生活介護についての深い知識と十分な理解がある。 ・介護サービス事業の中で、認知症対応型共同生活介護を選んだ理由を的確に語る事ができる。 ・代表者から意見、考えが示されること。
	2	事業運営の基本方針が適正か	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方と今後の展望についての考え方や具体的な運営方針が適切である。 ・食事の提供方法および形態や、多様な活動について具体的に計画している。
	3	家族・地域との交流、他の介護、医療、福祉サービス事業者や姫路市・地域包括支援センターとの連携を具体的に計画しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、地域との交流について具体的に計画している。 ・家族、地域との交流とケアとの相関に十分な理解がある。 ・協力医療機関、歯科、バックアップ施設等との連携内容について具体的に計画している。 ・姫路市、地域包括支援センターとの連携・情報提供について具体的に計画している。
	4	代表者及び管理者(予定者)は適格性を欠く者でないか	<p>(代表者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適格者でないこと。 ・特別養護老人ホーム等の従業者または訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること、または保健医療サービスまたは福祉サービス事業の経営に携わった経験を有する者であること。 ・「認知症対応型サービス事業開設者研修」を受講済であること。 ・代表者としての資質が十分であること。 ・(介護事業に対する知識や経験、介護資格の所持、代表者としての運営実績など) <p>(管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム等の従業者または訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること。 ・「認知症対応型サービス事業管理者研修」を受講済であること。 ・管理者としての資質が十分であること。 ・(介護事業に対する知識や経験、介護資格の所持、管理者としての勤務実績など)
	5	既存法人の運営状況が良好であるか。新設法人の場合は当事業についての知識及び理解を有しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・監査指摘事項に対する改善は適正か。公平性、公正性が確保されている等、整備事業者としてふさわしい者か、過去の事業実績や整備実績の優劣を評価する。 ・市外の法人は姫路市進出の動機等を確認する。 ・新設法人の場合、設立する必然性が申出者の説明により了解できること。
	6	法人の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の所在地は、姫路市または姫路市周辺にあることが望ましい。 ・利用するに際して、介護保険関係法令以外に制限する規制等はないか。
用地確保	7	用地の確保は確実であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建設までに現在の利用者の立ち退き(所有権移転登記等)が見込めるものでなければならない。 ・用地の購入が予定されている場合は、具体的な購入予定価格が適切であるか。
	8	当該用地に施設を建築することに問題はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法、建築基準法、文化財保護法上の問題など、建築に支障が出る事が予想されることはないか。 ・災害危険地域及び都市計画道路等の予定地に該当しないか。 ・既存建物を利用する場合は、継続的な使用が担保されているか。
	9	用地の使用形態は施設の安定運営を望めるものか	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる安定運営が見込めるよう、用地は自己所有が望ましいが、賃貸の場合は、地主等と確約ができ、継続的な使用が担保されている。 ・借地料は低額が望ましい。

大項目	No.	小項目	内容説明
資金計画	10	資金調達の方法が確実かつ適正であるか	建築資金計画に不安要素があってはならない。 (総事業費から補助金額を除いた金額の2割以上を自己資金(寄付金含む)として確保すること。)
	11	開設後の運転資金が確保されているか	(新設法人) ・開設後3年度目(ほぼ満員を想定)の年間事業費支出の12分の2を自己資金(寄付金含む)で確保すること。12分の3以上確保することが望ましい。 (既設法人) ・財政状況が健全であること。 ・開設後3年度目(ほぼ満員を想定)の年間事業費支出の12分の2を自己資金(寄付金含む)で確保すること。12分の3以上確保することが望ましい。
事業運営	12	長期的かつ安定的な事業運営が見込まれるか	・資金(償還)計画が適切であること。収入見込みが過大となっていないこと。 ・将来の大規模改修に対応できる計画となっていること。
	13	必要な人員確保の計画が立っているか	・既存事業からの異動が多い。 ・人員確保、職員研修等の計画が明確に示されること。 ・介護支援専門員(計画作成担当者)が常勤に近い。 ・介護職員は有資格者(介護福祉士、訪問介護員等)の採用を見込んでいる。
	14	利用者等へ必要な情報提供が行われるか	・財務諸表の公開やサービス内容をわかりやすく表示する等適切な情報提供が図られることが望ましい。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	15	サービスの質の向上策が明確であるか	・第三者評価の受審及び公表により良質なサービス提供に向けた職員研修等の取り組みが示されることが望ましい。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	16	利用者等の苦情解決の仕組みが確立されるか	・苦情解決体制についての考えが示されること。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	17	利用者の権利擁護に対する取り組みはされているか	・相談体制や身体拘束を行わない取り組み、または虐待防止策が示されること。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	18	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策はなされているか	・具体的取り組みについて示されることが望ましい。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	19	利用者から徴収する居住費は高額でないか	家賃、光熱水費、共益費等の積算根拠が明確であり、高額でないか。
	20	利用者から徴収する食材料費は高額でないか	食材料費の積算根拠が明確であり、高額でないか。
21	利用者から徴収する敷金は高額でないか	敷金は、利用しやすい料金に設定されているか。	

大項目	No.	小項目	内容説明
建設条件	22	補助内示後、早期の工事着手及び竣工が可能か	・給水、排水、地元住民とのトラブル、その他支障となる案件がないこと。
	23	施設の規模及び形状は適正か	・定員等の施設の内容から敷地、建物の規模、形状を判断する。 ・利用者の面会者用の駐車場が確保されていることが望ましい。
	24	施設の安全確保は図られているか	・バリアフリーに配慮されたものであること。 ・防災対策・非常災害対策について具体的に計画されている。 ・民家等の既設建物改修型の事業所については特に防災対策について計画されている。
	25	事業所の形態について	・居間及び食堂等については十分な広さが確保されている。 ・玄関まわりや共用の生活空間が、家庭的な環境での共同生活というグループホームの特性を生かした計画となっている。 ・安全性やプライバシー、処遇に配慮した構造となっている。 ・地域交流用の会議室、または多目的な空間がある。
	26	募集要項で示された「望ましい設計例」となっているか	・募集要項で示された「望ましい設計例」の内容に沿った設計であるか。
立地条件	27	生活圏域ごとの整備状況から、整備を優先すべき生活圏域であるか	整備が遅れている生活圏域を優先すること。
	28	整備予定地は独居高齢者数が多い校区、または独居高齢者の割合が多い校区か	整備予定地が令和5年度高齢者実態調査における、独居高齢者数の多い上位5校区、または独居率が高い上位5校区に属しているか 対象校区：八幡、野里、東、増位
	29	距離的に同種の事業所と近接していないか	近隣に同種の施設がないことだけでなく、偏在とならないものであること。
	30	施設は公道に面しているか	・公道に面していることが望ましい。 ・公道まで私道を通じ接している場合はその利用が担保されている必要がある。
	31	施設周辺の環境に問題はないか	騒音、日照等の住環境が入居者の生活に好ましいものであること。
	32	施設は住宅地から離れていないか	地域から孤立した施設であってはならず、外出しやすい環境が整っていること。
	33	施設への交通の便は良いか	駅やバス停が近くにあるなど利便性が確保されていること。
その他	34	事業所連絡会について	事業所連絡会（姫路市グループホーム連絡会）への加入を計画している。
	35	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設しているか	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を募集している生活圏域に同事業所を併設する場合、整備を優先する。
	36	その他、法人独自の取組みがあるか	その他、独自の社会福祉施策など公益性の高い取組みを考えているか。

看護小規模多機能型居宅介護事業所への転換
審査基準

令和8年度小規模多機能から看護小規模多機能への転換 審査基準

大項目	No.	小項目	内容説明
事業主体の適格性	1	開設の動機、熱意(運営理念)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険、地域密着型サービス、看護小規模多機能型居宅介護についての深い知識と十分な理解がある。 ・既存のサービスで対応できなかったニーズについて明確に説明ができる。
	2	事業運営の基本方針が適正か	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護と小規模多機能型居宅介護のいずれの基本方針も踏まえたものとなっている。 ・基本的な考え方と今後の展望についての考え方や具体的な運営方針が適切である。
	3	家族・地域との交流、他の介護、医療、福祉サービス事業者や姫路市・地域包括支援センターとの連携を具体的に計画しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、地域との交流について具体的に計画している。 ・家族、地域との交流とケアとの相関に十分な理解がある。 ・協力医療機関、歯科、バックアップ施設等との連携内容について具体的に計画している。 ・姫路市、地域包括支援センターとの連携・情報提供について具体的に計画している。
	4	既存法人の運営状況が良好であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・監査指摘事項に対する改善は適正か。公平性、公正性が確保されている等、整備事業者としてふさわしい者か、過去の事業実績や整備実績の優劣を評価する。 ・現在の法人運営に、転換にかかる整備の支障となる問題がないこと。
用地確保	5	当該用地に施設を建築することに問題はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法、建築基準法、文化財保護法上の問題など、建築に支障が出ることが予想されることはないか。 ・災害危険地域及び都市計画道路等の予定地に該当しないか。 <p>※増築による敷地拡大を伴わない場合は「問題なし」とする。</p>
資金計画	6	整備資金調達の方法が確実かつ適正であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・建築資金計画に不安要素があってはならない。 <p>※増築による敷地拡大を伴わない場合は「問題なし」とする。</p>
	7	資金計画は自己資金によるものであるか	新たな借入を起こさず、積立金や繰越金を財源とした計画が望ましい。
事業運営	8	必要な人員確保の計画が立っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・既存事業からの異動が多い ・人員確保、職員研修等の計画が明確に示されること。 ・看護職員、介護支援専門員(計画作成担当者)が常勤に近い。 ・介護職員は有資格者(介護福祉士、訪問介護員等)の採用を見込んでいる。 ・訪問看護等の併設事業所との職員の兼務等について明確に説明できる。
	9	利用者から徴収する費用(宿泊に要する経費・食費等)は高額でないか	転換に伴い、費用の値上げを行う予定はないか。
	10	利用者の処遇に問題はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や家族に事前に十分に周知し、納得のうえで転換する計画であるか。 ・要支援者や医療サービスを必要としない利用者に対し、他の事業所を紹介するなど、受け皿の確保について具体的に計画されているか。
建設条件	11	施設の規模及び形状は適正か	<ul style="list-style-type: none"> ・定員等の施設の内容から敷地、建物の規模、形状を判断する。 ・利用者の面会者用の駐車場が確保されていることが望ましい。
	12	増改築により既存建物に不都合が生じないか	<ul style="list-style-type: none"> ・既存部分の本来の機能に不都合が生じないか。 <p>※増築による敷地拡大を伴わない場合は「問題なし」とする。</p>

認知症高齢者グループホームの増床 審査基準

令和8年度認知症高齢者グループホームの増床 審査基準

大項目	No.	小項目	内容説明
事業主体の適格性	1	開設の動機、熱意(運営理念)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険、地域密着型サービス、看護小規模多機能型居宅介護認知症対応型共同生活介護についての深い知識と十分な理解がある。 ・既存のサービス既存施設で対応できなかったニーズについて明確に説明ができる。
	2	事業運営の基本方針が適正か	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護の基本方針を踏まえたものとなっている。 ・基本的な考え方と今後の展望についての考え方や具体的な運営方針が適切である。
	3	家族・地域との交流、他の介護、医療、福祉サービス事業者や姫路市・地域包括支援センターとの連携を具体的に計画しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、地域との交流について具体的に計画している。 ・家族、地域との交流とケアとの相関に十分な理解がある。 ・協力医療機関、歯科、バックアップ施設等との連携内容について具体的に計画している。 ・姫路市、地域包括支援センターとの連携・情報提供について具体的に計画している。
	4	既存法人の運営状況が良好であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・監査指摘事項に対する改善は適正か。公平性、公正性が確保されている等、整備事業者としてふさわしい者か、過去の事業実績や整備実績の優劣を評価する。 ・現在の法人運営に、転換にかかる整備の支障となる問題がないこと。
用地確保	5	当該用地に施設を建築することに問題はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法、建築基準法、文化財保護法上の問題など、建築に支障が出ることが予想されることはないか。 ・災害危険地域及び都市計画道路等の予定地に該当しないか。 <p>※増築による敷地拡大を伴わない場合は「問題なし」とする。</p>
資金計画	6	整備資金調達の方法が確実かつ適正であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・建築資金計画に不安要素があってはならない。 <p>※増築による敷地拡大を伴わない場合は「問題なし」とする。</p>
	7	資金計画は自己資金によるものであるか	新たな借入を起さず、積立金や繰越金を財源とした計画が望ましい。
事業運営	8	必要な人員確保の計画が立っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・既存事業からの異動が多い。 ・人員確保、職員研修等の計画が明確に示されること。 ・介護支援専門員(計画作成担当者)が常勤に近い。 ・介護職員は有資格者(介護福祉士、訪問介護員等)の採用を見込んでいる。
	9	利用者から徴収する費用(居住費・食材費等)は高額でないか	増床に伴い、費用の値上げを行う予定はないか。
建設条件	10	施設の安全確保は図られているか	防災対策・非常防災対策について具体的に計画されている。
	11	施設の規模及び形状は適正か	<ul style="list-style-type: none"> ・定員等の施設の内容から敷地、建物の規模、形状を判断する。 ・利用者の面会者用の駐車場が確保されていることが望ましい。
	12	増改築により既存建物に不都合が生じないか	<ul style="list-style-type: none"> ・既存部分の本来の機能に不都合が生じないか。 <p>※増築による敷地拡大を伴わない場合は「問題なし」とする。</p>

サテライト事業所について

～（看護）小規模多機能型居宅介護事業所～

1 サテライト事業所について

サテライト事業所とは、本体事業所と密接な連携を確保しつつ、本体事業所とは別の場所で運営される事業所です。

○（看護）小規模多機能型居宅介護事業所

登録定員	18人以下
通いサービス定員	12人以下
宿泊サービス定員	6人以下

2 サテライト事業所の本体事業所について

サテライト事業所は、下記の条件を満たすものを本体事業所とする必要があります。

○小規模多機能型居宅介護事業所

事業者	指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有するもの ※休止等、事業を運営していない期間は除く
本体事業所の種類	・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
本体事業所の要件	次のいずれかに該当する必要がある a) 事業開始以降1年以上の実績があること b) 登録者数が登録定員の70%を超えたことがあること
距離等の要件	・通常の交通手段を利用して、おおむね20分以内で移動できる距離 ・本体事業所とサテライト事業所は同一の日常生活圏域内に所在することが望ましい
サテライト事業所の数	1の本体事業所に対し、2箇所まで

○看護小規模多機能型居宅介護事業所

事業者	指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有するもの
-----	--

	※休止等、事業を運営していない期間は除く
本体事業所の種類	看護小規模多機能型居宅介護事業所 のみ
本体事業所の要件	次のいずれかに該当する必要がある a) 事業開始以降1年以上の実績があること b) 登録者数が登録定員の70%を超えたことがあること
距離等の要件	・ 通常の交通手段を利用して、おおむね20分以内で移動できる距離 ・ 本体事業所とサテライト事業所は同一の日常生活圏域内に所在することが望ましい
サテライト事業所の数	・ 1の本体事業所に対し、小多機2箇所又は小多機と看多機1箇所ずつ

3 サテライト事業所の緩和基準について

サテライト事業所は、整備促進と経営効率向上のため、本体施設との密接な連携が図られるものであることを前提として、下記のとおり人員配置基準が緩和されています。

○小規模多機能型居宅介護事業所

名称	緩和基準の内容
管理者	本体施設の管理者を充てることことができる。(本体施設の管理上支障がない場合に限る。) ※本体施設が看多機の場合で、管理者が保健師又は看護師は『認知症対応型サービス事業管理者研修』を修了している必要がある。
介護支援専門員	介護支援専門員を配置せず『小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修』を修了した者を配置することができる。 ※「小多機以外の居宅サービス計画の作成」や「市への届出の代行」は本体事業所の介護支援専門員が行う必要がある。
訪問サービスを行う小規模多機能型居宅介護従業者	常勤換算方法で1以上ではなく、1名以上配置することで足りる。

小規模多機能型居宅介護従業者のうち看護職員	本体事業所の看護職員がサテライト事業所利用者の健康管理等を適切に対応することができる場合、看護職員を置かないことができる。
小規模多機能型居宅介護従業者のうち宿直職員	本体事業所の宿直職員がサテライト事業所利用者の訪問サービスの要請に適切に行うことができる場合、宿直職員を配置しないこともできる。

○看護小規模多機能型居宅介護事業所

名称	緩和基準の内容
管理者	本体施設の管理者を充てることできる。(本体施設の管理上支障がない場合に限る。) ※管理者が保健師又は看護師でない場合は『認知症対応型サービス事業管理者研修』を修了している必要がある。
介護支援専門員	介護支援専門員を配置せず『小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修』を修了した者を配置することができる。 ※「小多機以外の居宅サービス計画の作成」や「市への届出の代行」は本体事業所の介護支援専門員が行う必要がある。
訪問サービスを行う看護小規模多機能型居宅介護従業者	常勤換算方法で2以上ではなく、2名以上配置することで足りる。
看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち看護職員	常勤換算方法で1以上
看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち宿直職員	本体事業所の宿直職員がサテライト事業所利用者の訪問サービスの要請に適切に対応することができる場合、宿直職員を配置しないこともできる。

サテライト事業所について

～認知症対応型グループホーム～

1 サテライト事業所について

サテライト事業所とは、本体事業所と密接な連携を確保しつつ、本体事業所とは別の場所で運営される事業所です。

○認知症高齢者グループホーム

サテライト事業所とユニット数	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト事業所のユニット数が本体事業所のユニット数を超えないこと ・本体事業所とサテライト事業所のユニット数の合計が最大4まで ・本体事業所のユニット数とサテライト事業所のユニット数及び箇所数の関係 		
	本体事業所	サテライト事業所	
	ユニット数	ユニット数	1の本体事業所に対して設置可能なサテライト事業所の箇所数
	1	1	1
	2	1	2
2		1	
3	1	1	

2 サテライト事業所の本体事業所について

サテライト事業所は、下記の条件を満たすものを本体事業所とする必要があります。

○認知症高齢者グループホーム

事業者	指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有するもの ※休止等、事業を運営していない期間は除く
本体事業所の種類	・認知症高齢者グループホーム
本体事業所の要件	次のいずれかに該当する必要がある a) 事業開始以降1年以上の実績があること b) 利用者数が入居定員の70%を超えたことがあること

距離等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の交通手段を利用して、おおむね20分以内で移動できる距離 ・ 本体事業所とサテライト事業所は同一の日常生活圏域内に所在することが望ましい
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体事業所はサテライト事業所へ駆け付けることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保する

3 サテライト事業所の緩和基準について

サテライト事業所は、整備促進と経営効率向上のため、本体施設との密接な連携が図られるものであることを前提として、下記のとおり人員配置基準が緩和されています。

○認知症高齢者グループホーム

名称	緩和基準の内容
管理者	<p>本体施設の管理者を充てることことができる。(本体施設の管理上支障がない場合に限る。)</p> <p>※本体事業所とサテライト事業所の管理者が同一である場合、次の要件を全て満たす必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 利用申し込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること b) 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。また、必要な場合に随時、本体事業所や他のサテライト事業所との相互支援が行われる体制にあること c) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制があること d) 事業の目的や運営方針等について同一の運営規程が定められること e) 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること
計画作成担当者	<p>介護支援専門員である計画作成担当者を配置せず『認知症対応型サービス実践研修（実践者研修）』を修了した者を配置すればよい。</p>

(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所
開設希望者向け説明資料

参考資料

(看護) 小規模多機能型居宅介護事業について

1 (看護) 小規模多機能型居宅介護とは

小規模多機能型居宅介護は、居宅で、またはサービスの拠点への通所や短期間宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。登録された利用者を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援します。

また、看護小規模多機能型居宅介護は、要介護者のみを対象とし、要介護度の高い高齢者の在宅生活を支えるため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせ、医療依存度の高い利用者に対し、看護と介護サービスの一体的な提供を行います。

(看護) 小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するように目標を設定し、計画的に行われます。また、事業者は自らその質の評価を行うとともに、定期的に外部による評価を受けて結果を公表し、常にその改善を図ることが求められています。

2 基準 (主なもの)

(1) 人員基準

<p>管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。(場合により兼務可能。) ・特別養護老人ホーム等の職員等として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有すること。 ・別に厚生労働大臣が定める研修(都道府県及び政令市が行う「認知症介護実践研修(実践者研修)」および「認知症対応型サービス事業管理者研修」)を修了していること。 ・<u>看護小規模多機能の場合</u>、保健師もしくは看護師であること。(医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者。)
<p>介護支援専門員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専らその業務に従事する介護支援専門員を置くこと。(場合により兼務可能。) ・別に厚生労働大臣が定める研修(都道府県及び政令市が行う「認知症介護実践研修(実践者研修)」および「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」)を修了していること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の利用(登録)者の給付管理は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員ではなく、その事業所の介護支援専門員が行う。</p> </div>

介護従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中の時間帯に常勤換算方法で以下の介護従業者を置くこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 通いサービスの利用者が3またはその端数を増すごとに1以上。 ② 訪問サービスの提供にあたる者を1以上。(看護小規模多機能は2以上) ③ ①及び②のうち、1以上は保健師、看護師、准看護師(看護小規模多機能の場合) ・ 深夜及び夜間の時間帯については、1以上の夜間・深夜勤務を、1以上の宿直勤務を行わせるために必要な数を置く。 ・ 1以上の者は常勤とする。(看護小規模多機能の場合は、1以上の者は常勤の保健師又は看護師とする。) ・ 1以上の者は看護師又は准看護師とする。(小規模多機能の場合。常勤は要件としていない。) ・ 宿泊サービスの利用者がいない場合にあつては、夜間・深夜の訪問サービス提供のために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間・深夜の時間帯を通じて宿直勤務及び夜勤を行う従業者を置かないことができる。 ・ <u>看護小規模多機能の場合</u>、常勤換算方法で2.5以上の者は保健師、看護師又は准看護師とする。(その場合、同一の事業所において一体的に運営されている場合は、訪問看護事業所の看護職員配置も満たしているものとみなすことができる。) ・ 医療・福祉関係の資格を有しない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。
代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム等の職員等の認知症高齢者の介護に従事した経験を有するもの、または保健医療サービス・福祉サービスの経営に携わった経験を有すること。 ・ 厚生労働大臣が定める研修(都道府県及び政令市が行う「認知症対応型サービス事業開設者研修」)を修了していること。 ・ <u>看護小規模多機能の場合</u>、保健師もしくは看護師であること。(医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者。)

(2) 設備基準等

登録人数等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録人数は29人以下。 ・ 通いサービスの利用定員は、登録定員が25人までの場合は登録定員の1/2から15人まで。登録定員が26又は27人の場合は16人、登録定員28人の場合は17人、登録定員29人の場合は18人とする。 ・ 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の1/3から9人まで。
事業所の立地場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、その立地について、住宅地の中にあること、または住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるようにしなければならない。

設備及び備品	<ul style="list-style-type: none"> ・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
居間及び食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・居間・食堂は同一の場所とすることができるが、それぞれの機能が独立していること。 ・面積は機能を十分に発揮し得る適当な広さとし、利用者及び従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保すること。 ・<u>内法面積で通い定員×3㎡以上確保することが必要。</u>
宿泊室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員は1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 ・宿泊室の床面積は、7.43㎡以上としなければならない。<u>(内法で基準を満たすこと。)</u> ・上記の2つを満たす宿泊室（以下「個室」という）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、7.43㎡<u>(内法で基準を満たすこと。)</u>に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 ・居間はプライバシーが確保されたものであれば、上記の個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えない。
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>手すり有効幅で中廊下1.6m以上、片廊下1.2m以上あること。</u>
運営推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・指定(看護)小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市の職員、または当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置する ・運営推進会議は概ね2か月に1回以上開催し、事業者は通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない、その記録を公表しなければならない。 ・1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自己評価を行い、その自己評価結果について、運営推進会議において、第三者の観点から外部評価を行うこととする。

※ 下線箇所は、姫路市の基準条例や厚生労働省の解釈通知等に明記されていないが、事業所指定を行う上で、指導を行っている内容。

3 介護報酬

(1) 報酬体系

各自確認のこと

(2) 算定にあたっての留意事項

- ① (看護)小規模多機能型居宅介護事業を利用している場合は、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与以外のサービスを利用しても保険給付の対象とならない。(看護小規模多機能の場合は、別途訪問看護の併用も不可。)

- ② 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、(看護)小規模多機能型居宅介護費は算定しない。
- ③ 利用者が一の(看護)小規模多機能型居宅介護事業所において、指定(看護)小規模多機能型居宅介護を受けている間は、他の(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の報酬は算定しない。
- ④ (看護)小規模多機能型居宅介護事業は、1か月あたりの定額報酬になっているが、月途中から登録したり、月途中で登録を終了した場合には、日割り計算を行うことになる。なお、登録した日とは、利用契約の締結日ではなく、利用を開始した日であり、登録を終了した日は、利用契約が終了した日である。
- また、利用頻度が少ない場合、運営推進会議に利用回数を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受ける必要がある。

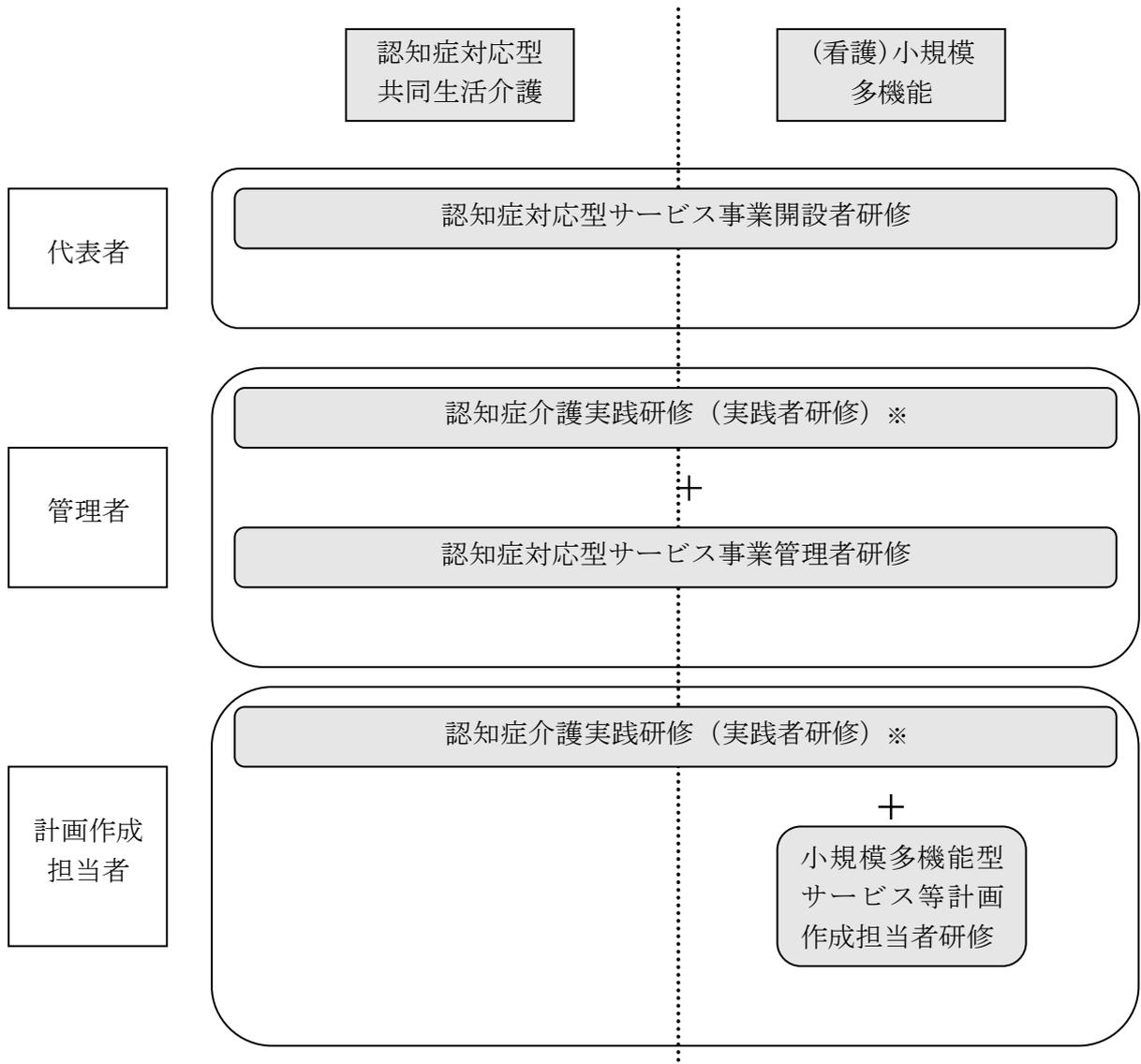
(3) その他利用料等として徴収できる費用

送迎費用	・利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用を徴収できる。
交通費	・利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の居宅において訪問サービスを提供する場合に要する交通費を徴収できる。
食費	・食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。
宿泊に要する費用	・室料及び光熱水費に相当する額を基本に設定する。建設費用、修繕・維持費用、公的助成の有無を勘案し、近隣の類似施設の平均的な費用を参考にすることとするが、積算根拠が明確に示されることが望ましい。
おむつ代	・徴収できる。
その他日常生活費	・通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用。具体的には、利用者に一律に提供されるものでなく、利用者の希望により、身の回り品として日常生活に必要なものと提供する場合の費用(歯ブラシや化粧品等)や、利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用(有志の行事における材料費等)。 ・管理協力費、共益費といったあいまいな名目の費用徴収はできない。

※下線箇所は、姫路市の基準条例や厚生労働省の解釈通知等に明記されていないが、応募条件としての望ましい基準。

※これらの費用については、利用者及びその家族に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならない。

指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修について



※ 研修受講の必須要件

指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修のみなし措置

代表者	認知症介護実践研修のうち、実践者研修、実践リーダー研修又は旧基礎課程・専門課程修了者、認知症介護指導者研修修了者、認知症高齢者グループホーム管理者研修修了者、認知症高齢者グループホーム開設予定者研修修了者については、新たに受講する必要はない。
管理者	平成17年度までに実践者研修（旧基礎課程）を受講し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者として従事している者は、新たに受講する必要はない。
計画作成 担当者	なし

認知症高齢者グループホーム
開設希望者向け説明資料

参考資料

認知症対応型共同生活介護事業について

1 認知症対応型共同生活介護とは

認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

サービスは、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送れるよう、利用者の心身の状況を踏まえて妥当適切に行われます。また、事業者は自らその質の評価を行うとともに、定期的に外部による評価を受けて結果を公表し、常にその改善を図ることが求められています。

介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症である利用者（要支援2に限る）に可能な限り共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の日常生活上の支援と機能訓練を行って心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持・向上を目指します。

2 基準（主なもの）

(1) 人員基準

管理者 ※ユニットごと	<ul style="list-style-type: none"> 専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。（場合により兼務可能。） 特別養護老人ホーム等の職員等として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有すること。 厚生労働大臣が定める研修（都道府県及び政令市が行う「認知症介護実践研修（実践者研修）」および「認知症対応型サービス事業管理者研修」）を修了していること。
計画作成担当者 ※事業所ごと	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し、知識・経験を有する者を配置。（場合により兼務可能。） 厚生労働大臣が定める研修（都道府県及び政令市が行う「認知症介護実践研修（実践者研修）」）を修了していること。 2以上の計画作成担当者を置く場合は、いずれかが介護支援専門員であれば足りる。その場合、介護支援専門員でない計画作成担当者の業務を監督すること。 介護支援専門員でない計画作成担当者には、認知症についての介護サービスの計画作成に実務経験がある者を充てること。
介護従業者 ※ユニットごと	<ul style="list-style-type: none"> 日中の時間帯に常勤換算方法で利用者3人またはその端数を増すごとに1以上の介護従業者を置くこと。 深夜及び夜間の時間帯については、夜勤職員（宿直勤務を除く）を夜間・深夜の時間帯を通じて1以上置くこと。 1以上の者は常勤とする。 医療・福祉関係の資格を有しない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講ずること。

代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム等の職員等の認知症高齢者の介護に従事した経験を有するもの、または医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有すること。 ・厚生労働大臣が定める研修（都道府県及び政令市が行う「認知症対応型サービス事業開設者研修」）を修了していること。
-----	---

（２）設備基準等

事業所の立地場所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、その立地について、住宅地の中にあること、または住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるようにしなければならない。
設備及び備品	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活上で必要な設備及び備品等を備えなければならない。
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・居室の床面積は7.43㎡以上とする。（内法で基準を満たすこと。） ・居室の定員は1人とする（利用者の処遇上必要な場合は2人）。 ・生活の場であるため、収納設備を別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有すること。
居間・食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・居間・食堂は同一の場所とすることができるが、それぞれの機能が独立していること。 ・利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保すること。 ・<u>内法面積でユニット定員×3㎡以上確保すること。</u>
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>手すり有効幅で中廊下1.6m以上、片廊下1.2m以上あること。</u>
運営推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市の職員、または当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置する。 ・運営推進会議は概ね2か月に1回以上開催し、事業者は活動状況を報告、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない、その記録を公表しなければならない。 ・1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自己評価を行い、その自己評価結果について、運営推進会議において、第三者の観点から外部評価を行うこととする。

※下線箇所は、姫路市の基準条例や厚生労働省の解釈通知等に明記されていないが、事業所指定を行う上で、指導を行っている内容。

3 介護報酬

（１）報酬体系

各自確認のこと

(2) 算定にあたっての留意事項（介護予防認知症対応型共同生活介護も同じ）

認知症対応型共同生活介護事業を利用している場合は、居宅療養管理指導を除いて、他の居宅サービスを受けることはできない。（サービス提供に必要な場合は事業者の負担により提供する）

(3) その他利用料等として徴収できる費用

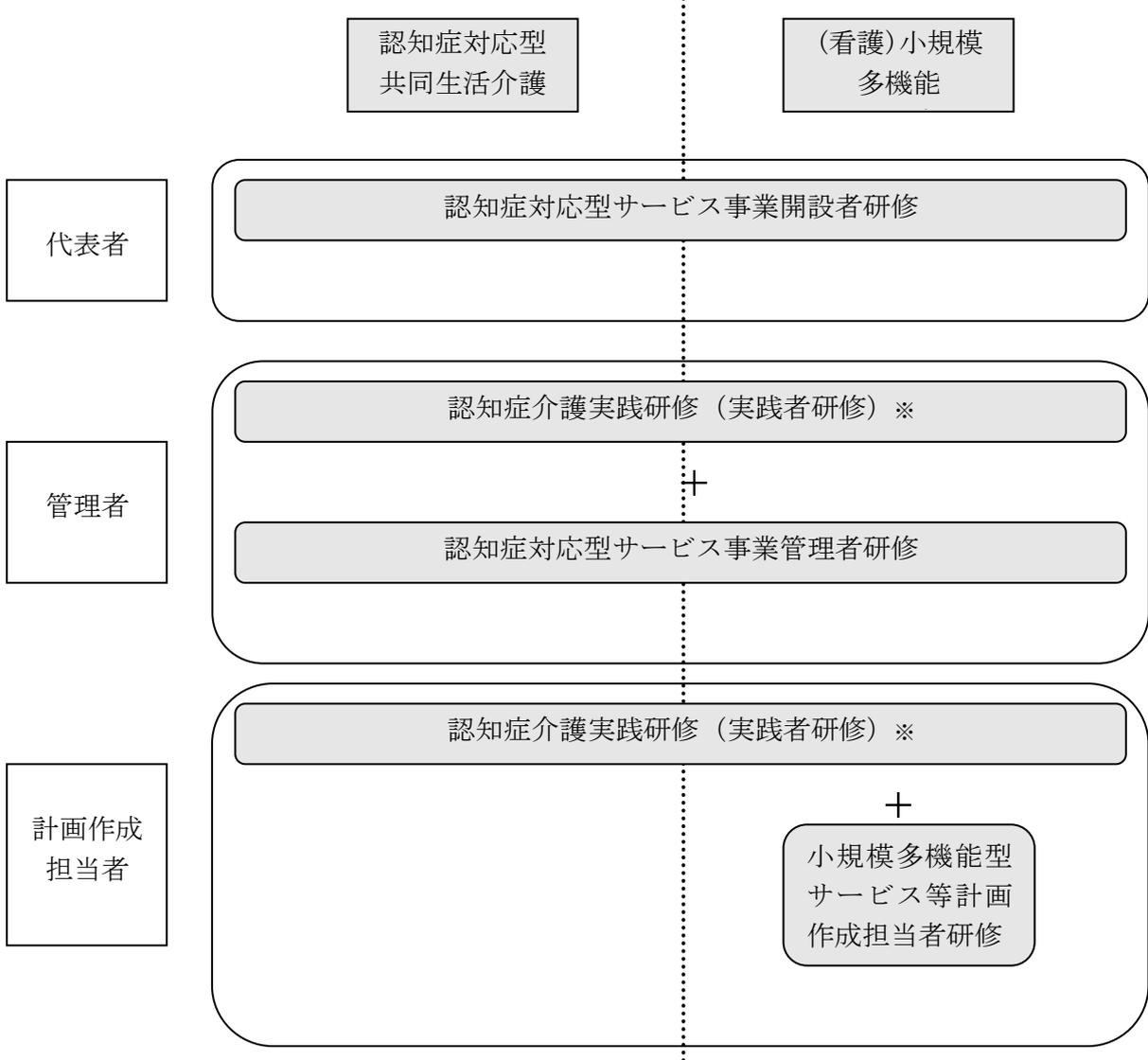
食材料費	・食材料費を徴収することはできるが、運営基準上、共同で家事を行うことが定められているので、食費を徴収することはできない
理美容代・おむつ代	・徴収できる
その他日常生活費	・通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用。具体的には、利用者に一律に提供されるものでなく、利用者の希望により、身の回り品として日常生活に必要なものと提供する場合の費用（歯ブラシや化粧品等）。 ・運営基準上、共同で家事を行うことが定められているので、洗濯代を徴収することはできない。 ・管理協力費、共益費といったあいまいな名目の費用徴収はできない。
家賃・光熱水費	・近隣の相場等を参考に、適切な家賃・敷金を設定することとするが、 <u>積算根拠が明確に示されること。</u>

※ 下線箇所は、姫路市の基準条例や厚生労働省の解釈通知等に明記されていないが、応募条件としての望ましい基準。

※ これらの費用については、あらかじめサービス提供内容とそれに係る費用について、利用者及びその家族に説明し、同意を得なければならない。

また、食材料費・理美容代・おむつ代。その他日常生活費・光熱水費については、実費以上の費用を徴収することはできない。そのため、定額徴収している費用については、少なくとも1会計年度内に1回は精算を行う必要がある。

指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修について



※ 研修受講の必須要件

指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修のみなし措置

代表者	認知症介護実践研修のうち、実践者研修、実践リーダー研修又は旧基礎課程・専門課程修了者、認知症介護指導者研修修了者、認知症高齢者グループホーム管理者研修修了者、認知症高齢者グループホーム開設予定者研修修了者については、新たに受講する必要はない。
管理者	平成17年度までに実践者研修（旧基礎課程）を受講し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者として従事している者は、新たに受講する必要はない。
計画作成 担当者	なし